

# 合併後のまちづくり

～合併10年間の検証～

平成26年11月  
熊本県山鹿市



# 目次

1	検証の目的	1
2	合併協定項目について	2
	(1) 総括	2
	(2) 合併協定項目の調整状況	5
3	合併後のまちづくりについて	29
	(1) 基本目標Ⅰ 心豊かにたくましく生きる人づくり	29
	(2) 基本目標Ⅱ 活力ある産業づくり	33
	(3) 基本目標Ⅲ 地域とともに支えあう暮らしづくり	38
	(4) 基本目標Ⅳ 安全で快適な暮らしを支える基盤づくり	43
	(5) 基本目標Ⅴ 人と自然が共生する環境づくり	47
	(6) 構想の推進に向けて	50
4	行財政基盤について	53
	(1) 職員数の状況	53
	(2) 人件費の状況	55
	(3) 組織の変遷	56
	(4) 財政基盤について	59
5	住民アンケート調査の結果について	63
	(1) 目的	63
	(2) 調査時期・対象	63
	(3) 回収状況	63
	(4) 調査結果	63
	(5) アンケート回答状況	65
6	まとめ	70
	(1) 合併の効果として期待されていたことについて	70
	(2) 合併時の懸念事項について	71
	(3) むすび	72

## 1 検証の目的

平成17年1月15日、本市地域では、少子・高齢化の進展、厳しい財政状況などを背景に、歴史的・経済的な繋がりが強く、生活圏域も近い1市4町（山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町）が合併し、新たな「山鹿市」として、さまざまな社会課題に対応できる自立した自治体を目指してきました。

今年は、新たな「山鹿市」が誕生して、10年目となる節目の年です。

そこで、本市としては、この機会に、合併時に決めたことがどのようになっているかどうかや、合併の効果が見込みどおり得られたかどうかなど、これまでの状況を振り返る「合併の検証」を行うこととしました。

本資料では、合併時に新たな自治体のあり方について取り決めた「合併協定項目」、合併後10年の間に取り組んできた「まちづくり」、「行財政基盤」、「住民アンケート調査の結果」といった項目ごとに振り返りを行っています。

今回の検証で見えてきた課題については、平成28年度から取り組む「第2次山鹿市総合計画」に反映し、今後の山鹿市のさらなる発展につなげていきます。

## 2 合併協定項目について

合併協定項目とは、鹿本地域合併協議会が、合併の諸条件について調整したものであり、新市の基本方針となるものです。

項目は、基本的項目、合併特例法に規定されている項目、その他必要な項目など新市建設計画を含めて49項目、その項目をさらに細かく区分すると247項目に分かれています。

そこで、本項では、これらの合併協定項目の調整状況について振り返りを行います。

### (1) 総括

合併協定項目（細区分）全247項目のうち、131項目（53%）については、合併の時点で既に調整済みであり、合併当時の未調整項目は116項目でした。

これらについては概ね順調に調整が図られ、平成26年8月末時点で107項目については調整が進み、合併当初の調整済み項目と合わせて238項目（96%）が調整済みとなりました。

調整が済んでいない項目は、使用料・手数料の取扱い（「(2) 合併協定項目の調整状況」16）、補助金・交付金の取扱い（同19-1～4）、簡易水道・農業集落排水事業会計の公営企業への移行（同41-1、42-2）、下水道料金の取扱い（同42-4）、土地改良区の統合（同43-12）の9項目です。この9項目については、今後も引き続き調整に向けて取り組んでいきます。

以下では、合併後に調整を行った項目（107項目）のうち、市民生活に関連のある8項目について調整状況を見てみます。

#### ①【協定項目】 4-1 新市事務所の位置

【協定内容】 合併当初の新市の事務所庁舎の位置は、山鹿市大字山鹿978番地とする。

ただし、合併後3年以内を目処に、新たな事務所の建設に着工する。

【調整内容】 平成18年3月市議会定例会の市長の施政方針において、「新庁舎建設の時期については、3年以内の着工は困難であると判断し、場所の決定もさらに慎重に検討すべきものと考えます。」と説明した。

平成20年3月市議会定例会において新庁舎の事務所位置に

ついて「隣接する鹿本農業協同組合を視野に入れた現庁舎一帯にすべきだと考える」旨市長から議会に報告した。

平成22年から24年にかけて基本設計業務・実施設計業務を行い、平成24年9月建設工事に着手し、平成26年8月に建屋が完成、各種検査を経た後、10月12日に落成式、10月20日から新庁舎での業務を開始している。なお、新たな事務所庁舎の位置は、山鹿市山鹿987番地3。

②【協定項目】 28-2 地域情報化関係事業の取扱い

【協定内容】 地域情報基盤の整備については、多彩な情報の提供や発信を通じて、均衡ある快適な情報化社会の実現を図るため、情報ハイウェイ構想の推進に努める。

【調整内容】 平成18年度に老朽オフトーク施設のセンター装置及び宅内端末の改修を行い、菊鹿町内田のADSLサービス未提供地区については地区の推進団体に補助を行いADSLを導入した。

また、地上デジタル難視聴問題については、平成21年度から国庫補助やNHK助成等を活用し地元共聴組合に支援を行い、市内のデジタル化を図った。

市内の光ブロードバンド未整備地域における情報通信基盤の格差是正については、平成24年度から26年度にかけて、市が事業費の一部を負担する「民設民営方式」による整備を実施し、これにより平成26年12月中には山鹿市全域で光ブロードバンドによるインターネットサービスの利用が可能となった。

③【協定項目】 33-3 防災・交通安全関係事業の取扱い

【協定内容】 防災無線及びオフトーク通信については当面現行のとおりとし、災害時の対応に支障がないよう新市において放送システムの整備及び統一に努める。

【調整内容】 防災行政無線が未整備であった3地区については、平成23年度から平成24年度にかけて整備を行い、市内一円において緊急放送等が同一の防災行政無線を利用し、放送を行うことが可能となった。

④【協定項目】 39-7 ごみ収集運搬関係事業の取扱い

【協定内容】 可燃ごみ収集回数については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、週2回に統一を図る。

- 【調整内容】 山鹿地区及び鹿本地区は、週2回で実施しており、鹿北地区、菊鹿地区、鹿央地区の一部は、地元の要望等に基づき、週1回の収集を実施することで調整した。
- ⑤【協定項目】 39-8 ごみ収集運搬関係事業の取扱い  
【協定内容】 不燃ごみ収集回数については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、月2回に統一を図る。  
【調整内容】 山鹿地区、鹿本地区は月2回で統一が図れ、鹿北地区、菊鹿地区、鹿央地区は地元の要望等に基づき、月1回の収集を実施することで調整した。
- ⑥【協定項目】 39-9 ごみ収集運搬関係事業の取扱い  
【協定内容】 資源ごみ収集回数については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、月2回に統一を図る。  
【調整内容】 山鹿地区、鹿本地区、菊鹿地区、鹿央地区では月2回の統一が図れ、鹿北地区のみ地元の要望に基づき、月1回または2回の収集を実施することで調整した。
- ⑦【協定項目】 48-1 社会教育・文化関係事業について  
【協定内容】 校区公民館及び自治公民館の組織等については、当分の間現行のとおりとし、新市において関係機関と協議し、調整する。  
【調整内容】 公民館連絡協議会で、本市公民館活動の体制・あり方について協議を重ねた結果、平成24年度に旧4町ごとに地区公民館を設置（館長、指導員を配置）し、校区、旧町エリアにおける活動地点の統一化を図った。
- ⑧【協定項目】 41-4 水道事業の取扱い  
【協定内容】 簡易水道料金については、口径の違いや料金格差があるため、合併時には、現行のとおりとし、経営状況を踏まえ平成20年度からを目処に統一する。なお、簡易水道料金統一の検討においては、地元管理組合等への事業主体変更等も併せて検討していく。  
【調整内容】 平成21年4月に料金体系を統一した。

(2) 合併協定項目の調整状況

※○：調整済み、△：調整

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
1	合併の方式	1	新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。	○	合併時に調整済み
2	合併の期日	1	合併の期日は平成 17 年 1 月 15 日とする。	○	合併時に調整済み
3	新市の名称	1	「山鹿市（やまがし）」とする。	○	合併時に調整済み
4	新市事務所の位置	1	合併当初の新市の事務所庁舎の位置は、山鹿市大字山鹿 978 番地とする。ただし、合併後 3 年以内を目処に、新たな事務所の建設に着工する。	○	平成 19 年度に調整済み
		2	各市町の事務所の位置に総合支所による支所を置く。ただし、合併後 10 年後を目処に本庁方式に移行する。	○	平成 19 年度に調整済み
5	財産の取扱い	1	1 市 4 町の財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。城北・六郷・稲田財産区については、財産区として引き継ぐものとする。	○	合併時に調整済み
6	議会の任期、定員数の取扱い		新市における議会議員の任期及び定数の取扱いについては、地方自治法第 91 条第 1 項の規定による条例定数を 30 人とし、選挙を行う。	○	合併時に調整済み
7	農業委員の任期及び定数の取扱い	1	選挙による農業委員の定数を 20 人とし、旧市町を区域とする 5 つの選挙区（旧市町の定数：山鹿市 7 人、鹿北町 3 人、菊鹿町 4 人、鹿本町 3 人、鹿央町 3 人）を設けるものとする。	○	合併時に調整済み
		2	合併時における農業委員会の選挙による委員は、旧市町の選挙による委員のうちから互選により選出する。なお、委員の任期は、合併の日から 1 年間とする。	○	合併時に調整済み
		3	新市に農業委員会協力員を置く。なお、農業委員会協力員の定数、業務等については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
8	地方税の取扱い	1	地方税について、1市4町で差異のないものは、現行のとおりとする。	○	合併時に調整済み
		2	個人市町村民税の減免・納期については、山鹿市、鹿北町及び菊鹿町の例により合併時から統一する。	○	合併時に調整済み
		3	法人市町村民税の税率については、山鹿市の例による。ただし、税率の統一については、合併の日の属する年度から平成19年度までは不均一課税とし、平成20年度から統一する。	○	平成20年度に調整済み
		4	法人市町村民税の減免については、山鹿市の例により合併時から統一する。	○	合併時に調整済み
		5	固定資産税の減免については、山鹿市、鹿本町及び鹿央町の例により合併時から統一する。	○	合併時に調整済み
		6	固定資産税の納期については、山鹿市及び鹿央町の例により平成17年度から統一する。	○	平成17年度に調整済み
		7	固定資産税の誘致企業等の課税免除及び不均一課税制度については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		8	軽自動車税の減免については、鹿北町及び菊鹿町の例により合併時から統一する。納期については、山鹿市、鹿北町、菊鹿町及び鹿本町の例により合併時から統一する。	○	合併時に調整済み
		9	特別土地保有税の免税点については、合併時から5,000㎡とする。	○	合併時に調整済み
		10	入湯税の課税免除については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		11	入湯税の税率については、山鹿市、菊鹿町及び鹿本町の例による。ただし、税率の統一については、合併の属する年度は1市4町の例による不均一課税とし、平成17年度から統一する。	○	平成17年度に調整済み
		12	都市計画税は現行を基本に新市に引き継ぐ。	○	合併時に調整済み
9	一般職の身分の取扱い	1	一般職の職員は、すべて新市に引き継ぐ。	○	合併時に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
9	一般職の身分の取扱い	2	職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。	○	平成17年度に調整済み
		3	職員の職制については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。	○	合併時に調整済み
		4	職員の給与については、現給を保障し職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市において速やかに調整する。なお、給与体系については、合併までに調整する。	○	平成18年度に調整済み
10	新市建設計画	1	新市建設計画については、別冊のとおりとする。	○	合併時に調整済み
11	地域審議会の取扱い	1	市町村合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会については、新市において設置する。	○	合併時に調整済み
		2	地域審議会の取扱い(組織・運営)について、別紙のとおりとする。	○	平成17年度に調整済み
12	特別職の身分の取扱い	1	三役、教育長の設置、定数及び任期については、法令の定めるところによる。給与については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		2	議会議員の報酬については、合併までに調整する。ただし、定数及び任期については、別途協議する。	○	合併時に調整済み
		3	行政関係委員、公職選挙法関係委員の設置、定数任期については、法令の定めるところによるものとし、必要に応じ合併までに調整する。報酬については合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		4	その他の特別職の設置、定数及び任期については、新市において必要があるものは合併までに調整する。報酬については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
13	条例、規則等の取扱い	1	条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整、確認内容に基づき整備するものとする。	○	合併時に調整済み
14	事務組織及び機構の取扱い	1	新市においては、常にその組織及び機構の見直し、運営の効率化に努め、規模等の適正化を図りながら、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう努めるものとする。	○	合併時に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
15	一部事務組合等の取扱い	1	山鹿・鹿本広域行政事務組合については、合併の日において、新市と植木町が組織する一部事務組合とする。なお、火葬場に関する事務及び財産については、新市に引き継ぐ。	○	合併時に調整済み
		2	町村退職手当組合、町村自治会館管理組合、町村非常勤職員公務災害補償組合、町村交通災害共済組合については、当該組合の規約改正の状況を踏まえ、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		3	熊本県消防補償等組合については、合併の日の前日を持って脱退し、新市において合併の日に加加入する。	○	合併時に調整済み
		4	鹿本町稲田財産区菊鹿町六郷財産区原野組合については、合併の日の前日をもって解散し、新市に事務を引き継ぐ。	○	合併時に調整済み
		5	菊池台地総合土地改良事業組合については、合併日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加加入する。	○	合併時に調整済み
		6	鹿央町山鹿市中学校組合については、合併の日の前日をもって解散し、新市に事務及び財産を引き継ぐ。なお、当該組合の一般職の身分についても、新市に引き継ぐ。	○	合併時に調整済み
		7	熊本県への公平委員会の事務委託については、合併の日の前日をもって廃止し、新市において公平委員会を設置する。	○	平成17年度に調整済み
		8	山鹿市への電算システム統合に係る事務委託については、合併の日の前日をもって廃止し、新市において処理する。	○	合併時に調整済み
		9	菊池市への国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務委託については、合併の日の前日をもって廃止し、新たに、新市において合併の日に加加入する。	○	合併時に調整済み
		10	山鹿市と鹿本町の公共下水道に係る事務委託については、合併の日の前日をもって廃止し、新市において処理する。	○	合併時に調整済み
		11	介護認定審査会については、合併の日の前日をもって解散し、新たに、新市において合併の日に加加入する。	○	合併時に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
15	一部事務組合等の取扱い	12	地方公共団体が相互に事務を共同処理するために設置した協議会等については、合併の日の前日をもって脱退または廃止し、必要に応じ、新市において合併の日に参加する。なお、合併の日の前日をもって廃止する協議会については、新市において相応の事務及び財産を引き継ぐ。	○	合併時に調整済み
16	使用料、手数料の取扱い	1	施設使用料については、施設内容、建設年度及び減免の取扱い等が異なるため、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努める。なお、現行のとおりとしたものは、新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、公平負担の原則、財政状況等を勘案しながら、新市において随時調整を図るものとする。手数料については、原則として、合併時に統一するものとする。	△	「使用料等に関する基本方針」を基本としながら定期的な検証と見直しを図っているが、サービスの度合いと料金のバランス、近年の経済状況により改定に至っていない。
17	第3セクター等の取扱い	1	幸の国木材工業(株)、(株)小栗郷、(株)菊鹿フラワーバンク、(株)あんずの丘、(株)鹿本町振興公社(水辺プラザかもと)については、地域の第3セクターとして存続することとし、合併後新市において調整する。また、(株)小栗郷、(株)あんずの丘、(株)鹿本町振興公社については、出荷体制等の運営制度を維持する方向で調整する。	○	平成17年度に調整済み
		2	財団法人山鹿市地域振興公社については、新市に引き継ぎ、合併後新市において調整する。	○	合併時に調整済み
18	公共的団体等の取扱い	1	同一あるいは同種の団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。	○	平成26年度に調整済み
		2	同一あるいは同種の団体で、実情により合併時に統合することが困難な団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。	○	
		3	同一あるいは同種の団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努める。	○	

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
18	公共的団体等の取扱い	4	独自の団体は原則として現行のとおりとする。ただし、新市において均衡が保てるよう調整する。	○	
19	補助金交付金の取扱い	1	新市の均衡ある発展に資する補助金等については、地域活動を充実させるよう交付水準等について調整・配慮する。	△	合併後、毎年度予算編成時に調整・見直しを行い、平成26年度には財政健全化戦略会議の検討項目として検討を図っているところ。
		2	各市町で同一あるいは類似の補助金等については、できるだけ早い時期に当該団体の理解と協力を得て統一化する。	△	
		3	各市町独自の補助金等については、従来の実績等を尊重しつつ、新市域全体の均衡を保つよう調整する。	△	
		4	整理統合できる補助金等については、廃止を含めて調整を図る	△	
20	行政連絡機構の取扱い	1	行政連絡員の名称については、合併時に嘱託員に統一する。	○	合併時に調整済み
		2	行政区の名称については、現行のとおりとする。ただし、同一名称の行政区については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		3	行政区の所管区域については、現行のとおりとする。ただし、規模等に相違があるため、必要に応じ統合、再編について検討する。	○	合併時に調整済み
		4	行政連絡員の取扱い事務等については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
21	町、字の区域及び名称の取扱い	1	町、字の区域については、従前のとおりとする。	○	合併時に調整済み
		2	町字の名称の表示は、大字の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		3	不動産登記簿上の小字は、従前のとおりとする。	○	合併時に調整済み
22	慣行の取扱い	1	市章については、合併までに新しく制定するものとする。	○	合併時に調整済み
		2	市民憲章、市花、市木、市鳥、宣言については、新市において制定するものとする。	○	平成17年度に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
22	慣行の取扱い	3	名誉市民制度については、新市において制定するものとし、現行の名誉市・町民については、新市に引き継ぐことを基本に調整する。	○	合併時に調整済み
23	病院の取扱い	1	山鹿市立病院については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市民の健康増進と福祉の充実の為、地域に密着した医療施設として位置付け、改善、充実を図るものとする。	○	合併時に調整済み
24	国民健康保険事業の取扱い	1	国民健康保険事業について、1市4町で差異のないものは、現行のとおりとする。	○	合併時に調整済み
		2	国民健康保険の医療給付分、介護納付金分の税率については、合併時から平成18年度まで不均一課税を行い、平成19年度から統一する。	○	平成19年度に調整済み
		3	国民健康保険税の納期については、山鹿市の例により平成17年度から統一する。	○	平成17年度に調整済み
		4	国民健康保険税の減免については、山鹿市の例により合併時から統一する。	○	合併時に調整済み
		5	葬祭費については、鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町の例により合併時から統一する。	○	合併時に調整済み
		6	出産育児一時金受領委任払い事業については、山鹿市の例により合併時から統一する。	○	合併時に調整済み
		7	高額療養費受領委任払い事業については、山鹿市、菊鹿町及び鹿本町の例により合併時から統一する。	○	合併時に調整済み
		8	高額療養費支払い資金貸付事業については、合併時に廃止する。	○	合併時に調整済み
25	介護保険事業の取扱い	1	介護保険事業について、1市4町で差異のないものについては、現行のとおりとする。	○	合併時に調整済み
		2	介護保険事業計画については、第2期事業運営期間の周期である平成17年度までの間は、旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとする。	○	合併時に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
25	介護保険事業の取扱い	3	第1号被保険者の保険料については、第2期事業運営期間の平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度から統一する。ただし、第3期事業運営期間の保険料が急激な負担増となる場合は、平成18年度から3年間を不均一賦課とし、第4期事業運営期間の平成21年度から統一する。	○	平成21年度に調整済み
		4	第1号被保険者の保険料の納期については、鹿本町の例により平成17年度から統一する。	○	平成17年度に調整済み
		5	鹿本町が行っている市町村特別給付については、平成17年度までは現行のとおりとする。なお、平成18年度からの市町村特別給付の実施の有無については、新市において検討する。	○	平成18年度に調整済み
26	消防団の取扱い	1	1市4町の消防団は、合併時に統合する。	○	合併時に調整済み
		2	1市4町の消防団の団員であるもの及び消火設備・施設については、新市に引き継ぐ	○	合併時に調整済み
		3	消防団の組織については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		4	年間行事については、新市において調整する。	○	平成17年度に調整済み
		5	団員報酬、消防関係補助金等については、必要に応じ合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
27	電算システムの取扱い	1	電算システムについては、住民サービスの低下を招かないように、基幹システムについては合併時に統一し、単独で導入しているシステムは合併時までに調整する。	○	合併時に調整済み
28	地域情報化関係事業の取扱い	1	地域情報化計画については、合併後新市において策定する。	○	平成18年度に調整済み
		2	地域情報基盤の整備については、多彩な情報の提供や発信を通じて、均衡ある快適な情報化社会の実現を図るため、情報ハイウェイ構想の推進に努める。	○	平成26年度に調整済み
29	情報公開等の取扱い	1	情報公開に関する条例、個人情報保護に関する条例及び市長の資産等の公開に関する条例については、合併時に策定する。	○	平成19年度に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
30	広報広聴関係事業の取扱い	1	広報紙については、毎月1日と15日の2回発行するものとし、発行部数、配布方法等については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		2	オフトーク通信及び防災無線による放送については、現行のとおりとする。なお、新たな通信施設の導入については、必要に応じて検討する。	○	合併時に調整済み
		3	ホームページについては、新市で新たに開設し、広報広聴事業の向上に努める。	○	平成17年度に調整済み
		4	その他の広報事業については、従来の広報事業が低下しないよう配慮し、合併までに調整する。	○	平成19年度に調整済み
		5	広聴事業については、従来の広聴事業が低下しないよう配慮し、新市において調整する。	○	平成17年度に調整済み
31	姉妹都市の取扱い	1	兵庫県赤穂市と岡山県有漢町、高知県大正町、オーストラリア・ニューサウスウェルズ州クーマ市の姉妹都市については、現行のとおり引き継ぐこととし、合併後新市において調整する。	○	平成17年度に調整済み
32	国内・国際交流事業の取扱い	1	鹿本町国際交流事業、鹿央町国際交流事業「あすかの翼」については、当分の間存続することとし、合併後新市において調整する。	○	平成17年度に調整済み
		2	団体等の国内・国際交流事業については、現行のとおり存続することとし、合併後新市において調整する。	○	平成17年度に調整済み
33	防災・交通安全関係事業の取扱い	1	防災会議、災害対策本部の組織については、合併時に新たに設置する。	○	平成17年度に調整済み
		2	地域防災計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、新市において新たな計画を速やかに策定する。	○	平成17年度に調整済み
		3	防災無線及びオフトーク通信については当面現行のとおりとし、災害時の対応に支障がないよう新市において放送システムの整備及び統一に努める。	○	平成24年度に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
33	防災・交通安全関係事業の取扱い	4	新市における交通安全の確保と交通事故防止を図るため、各種事業の推進に努める。	○	合併時に調整済み
		5	円滑な交通体制を確保するため、新市において交通指導員（隊）を置く。組織については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		6	交通災害共済制度については、熊本県町村交通災害共済組合の規約改正を踏まえ、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
34	窓口業務の取扱い	1	本庁及び総合支所の事務執行体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。	○	平成17年度に調整済み
		2	昼休み時間の対応については、輪番制等で対応するものとする。	○	合併時に調整済み
		3	休日、夜間等の時間外対応については、新市において検討する。	○	平成17年度に調整済み
35	人権教育・啓発関係事業の取扱い	1	人権教育・啓発の基本計画については、新市において策定し、人権意識の高揚に努める。	○	平成17年度に調整済み
		2	人権擁護委員については、新市に引き継ぐものとし、法令の基準に基づき適正に配置する。	○	平成18年度に調整済み
		3	人権教育・啓発の実施については、統一的活動ができるよう専門部署の設置、専門職員の配置等行政組織体制の整備に努め、これまでの各市町の取組の経緯及び国、県の動向を踏まえ、新市においても引き続き実施するものとする。	○	平成17年度に調整済み
36	保健・健康づくり関係事業の取扱い	1	乳幼児医療費助成事業は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から入院、通院ともに対象者を小学校就学前の児童とし、全額を助成する。	○	平成17年度に調整済み
		2	母子保健事業計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、新市において新たに策定する。事業の実施については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から次のとおりとする。	○	平成18年度に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
36	保健・健康づくり関係事業の取扱い	3	乳幼児健康診査の実施については、集団検診とする。	○	平成17年度に調整済み
		4	乳幼児健康診査の対象時は、次のとおりとする。乳児健診前期は、生後3～4ヶ月児。乳児健診後期は、生後7～8ヶ月児。1歳6ヶ月児健康診査は、生後1歳6～8ヶ月児。3歳児健康診査は生後3歳0～6ヶ月児。	○	平成17年度に調整済み
		5	乳幼児健康診査の実施場所については、現行を基本に新市において調整する。	○	平成17年度に調整済み
		6	母子保健事業の精密検査については、現行のとおり医療機関で実施する。	○	平成17年度に調整済み
		7	その他の母子保健事業の取扱いについては、現行を基本に新市において調整する。	○	平成17年度に調整済み
		8	予防接種事業及び結核予防事業の実施については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から次のとおりとする。	○	平成17年度に調整済み
		9	ポリオ及びBCG予防接種は、集団接種とし、三種混合、二種混合、麻疹、風疹、日本脳炎及びインフルエンザの予防接種は、個別接種とする。	○	平成17年度に調整済み
		10	ポリオ、BCG、三種混合、二種混合、麻疹、風疹及び日本脳炎の定期予防接種については、無料とする。	○	平成17年度に調整済み
		11	インフルエンザの予防接種については、接種に係る実費の一部として負担金を徴収する。なお、一部負担金の額については、新市において調整する。	○	合併時に調整済み
		12	インフルエンザの予防接種に係る一部負担金の免除の範囲は、生活保護世帯及び住民税非課税世帯とする。	○	平成17年度に調整済み
		13	結核レントゲン検診については、対象年齢を16歳以上とし、現行のとおり集団検診で実施する。	○	平成17年度に調整済み
		14	老人保健事業計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、新市において新たに策定する。事業の実施については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から次のとおりとする。	○	平成17年度に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
36	保健・健康づくり関係事業の取扱い	15	老人保健事業において実施する健（検）診は、総合健診、複合健診、節目健診、基本健康診査とする。なお、基本健康診査、子宮ガン検診及びC型肝炎検診については、個別医療機関においても併せて実施する。	○	平成17年度に調整済み
		16	老人保健事業の各種健（検）診に係る実費の一部として負担金を徴収する。なお、一部負担金の額については、新市において調整する。	○	平成17年度に調整済み
		17	老人保健事業の各種健（検）診に係る一部負担金の減額又は免除の範囲は、70歳以上、生活保護世帯及び住民税非課税世帯とする。ただし、総合検診及び節目検診は除くものとする。	○	平成17年度に調整済み
		18	老人保健事業の各種健（検）診の対象者は19歳以上とする。ただし、節目検診は30歳から60歳までの5歳刻みの年齢の者、C型肝炎検診は40歳から70歳までの者、喀たん検査は40歳以上の者とする。	○	平成17年度に調整済み
		19	その他の老人保健事業の取扱いについては、現行を基本に新市において調整する。	○	平成17年度に調整済み
37	各種福祉事業の取扱い	1	老人保健福祉計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、見直し時期に新たに策定する。	○	合併時に調整済み
		2	在宅介護支援センターについては、基幹型在宅介護支援センターを1箇所設置し、地域型在宅介護支援センターは、現行を基本に設置する。	○	平成18年度に調整済み
		3	国又は県の補助により実施する高齢者福祉事業について、1市4町で差異のないものは現行のとおりとする。	○	合併時に調整済み
		4	国又は県の補助により実施する高齢者福祉事業について、1市4町で実施し、その内容等に差異のあるものは、平成16年度までは現行のとおりとし、平成17年度からの実施内容等については合併までに調整する。	○	平成17年度に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
37	各種福祉事業の取扱い	5	国又は県の補助により実施する高齢者福祉事業について、いずれかの市町で実施している事業は、平成 16 年度までは現行のとおりとし、平成 17 年度からの実施については補助基準等を基に合併までに調整する。	○	平成 17 年度に調整済み
		6	高齢者いきがい活動支援通所事業及び訪問指導事業については、合併までに調整し実施する。	○	合併時に調整済み
		7	敬老祝事業の実施については、平成 16 年度までは現行のとおりとし、平成 17 年度から金婚及び 80 歳・88 歳・100 歳以上長寿者の表彰を行う。	○	平成 17 年度に調整済み
		8	いずれかの市町で実施している高齢者福祉事業は、平成 16 年度までは現行のとおりとし、平成 17 年度からの実施については合併までに調整する。	○	平成 17 年度に調整済み
		9	障害者福祉計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、新市において新たに策定する。	○	平成 18 年度に調整済み
		10	国又は県の補助により実施する障害者福祉事業について、1 市 4 町で差異のないものについては、現行のとおりとする。	○	平成 17 年度に調整済み
		11	重度身体障害者移動支援事業、心身障害者小規模作業所及び地域療育事業については、現行のとおり新市において実施するものとし、合併後圏域的な調整を図るものとする。	○	平成 17 年度に調整済み
		12	地域生活支援・スポーツ振興事業については、山鹿市の例により新市において実施する。	○	平成 17 年度に調整済み
		13	次世代育成支援行動計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、見直し時期に新たに策定する。	○	平成 21 年度に調整済み
		14	保育料の階層区分及び徴収額については、別紙保育料徴収基準額表によるものとし、平成 17 年度から統一する。ただし、保育料	○	平成 17 年度に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
			減額措置については、国又は県の制度を適用する鹿本町の例による。		
37	各種福祉事業の取扱い	15	特別保育事業については、現行のとおり新市において実施するものとし、合併後圏域的な調整を図るものとする。なお、徴収額については、次のとおりとする。	○	平成17年度に調整済み
		16	延長保育に係る徴収額は、山鹿市の例により平成17年度から統一する。	○	平成17年度に調整済み
		17	一時保育に係る徴収額は、鹿北町の例により平成17年度から統一する。	○	平成17年度に調整済み
		18	放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において実施するものとし、合併後圏域的な調整を図るものとする。	○	平成17年度に調整済み
		19	母子・父子家庭医療費助成事業について、児童扶養手当の所得制限の例により、全部支給対象者の所得額に該当する場合は、全額を助成する。	○	平成17年度に調整済み
		20	母子・父子家庭医療費助成事業について、児童扶養手当の所得制限の例により、一部支給対象者の所得額に該当する場合は、2/3を助成する。	○	平成17年度に調整済み
		21	児童手当の支給については、国制度に基づき、現行のとおり新市において実施する。	○	合併時に調整済み
		22	福祉事務所は、新市において設置するものとする。	○	合併時に調整済み
		23	生活保護事業については、国、県の福祉制度に基づき、新市福祉事務所において実施する。	○	合併時に調整済み
		24	民生委員・児童委員及び主任児童委員については、新市に引き継ぐものとする。	○	合併時に調整済み
		25	戦没者追悼式については、当分の間、現行のとおりとし、その後の追悼式のあり方は、関係団体の意向を踏まえながら調整する。	○	合併時に調整済み
26	地域福祉計画については、合併時に旧市町の経過の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし見直し時期に新たに策定する。	○	平成18年度に調整済み		

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
37	各種福祉事業の取扱い	27	災害見舞金等については、鹿北町の例により合併時から統一する。	○	合併時に調整済み
38	社会福祉協議会の取扱い	1	社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう相互調整に努める。なお、事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事業内容等の事情を尊重しながら調整に努めるものとする。	○	合併時に調整済み
		2	新市は、少子高齢社会の取組として、住民の誰もが安心して生活できるよう社会福祉協議会と協力し、地域福祉の充実に努める。	○	合併時に調整済み
39	ごみ収集運搬関係事業の取扱い	1	ゴミ袋については、合併時から市指定ゴミ袋とする。	○	合併時に調整済み
		2	可燃ごみ、不燃ごみの収集手数料については、ごみ減量化やコスト意識啓発の観点から有料化とし、合併時から、市指定ごみ袋1個あたり25円(大)、20円(小)とする。	○	合併時に調整済み
		3	資源ごみ収集手数料については、合併時から無料とする。	○	合併時に調整済み
		4	粗大ごみ、危険ごみ収集手数料については、現行のとおり無料とする。	○	合併時に調整済み
		5	収集手数料の徴収方法については、市指定ごみ袋販売方式とする。	○	合併時に調整済み
		6	ごみの収集運搬体制については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、全域の民間委託への移行を図る。	○	平成17年度に調整済み
		7	可燃ごみ収集回数については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、週2回に統一を図る。	○	平成25年度に調整済み
		8	不燃ごみ収集回数については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、月2回に統一を図る。	○	平成25年度に調整済み
		9	資源ごみ収集回数については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、月2回に統一を図る。	○	平成25年度に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
39	ごみ収集運搬関係事業の取扱い	10	粗大ごみ収集回数については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、年3回に統一を図る。	○	平成25年度に調整済み
		11	危険ごみ収集回数については、合併後一定の期間は現行のとおりとし、新市において、年3回に統一を図る。	○	平成25年度に調整済み
40	環境衛生関係事業の取扱い	1	環境基本計画については、新市において新たに策定する。	○	平成19年度に調整済み
		2	山鹿市の市営墓地については、新市に引き継ぎ、墓地使用料については、山鹿市の例による。	○	平成17年度に調整済み
		3	新市の火葬場使用料については、山鹿鹿本広域行政事務組合の例による。	○	平成17年度に調整済み
41	水道事業の取扱い	1	水道会計の取扱いについては、合併時には、山鹿市の水道事業(上水道・簡易水道)は、現行のとおり公営企業会計とし、鹿北町、菊鹿町の簡易水道事業については、特別会計(簡易水道)として統合する。なお、両事業の取扱いについては、新市において、公営企業会計への整備統一を図る。	△	平成21年度から上水道と簡易水道との料金統一を図り、特別会計(簡易水道)の公営企業会計(上水道)への整備統一については調整中であるが、資産調査は現在まで実施していない。
		2	給水区域及び整備計画の取扱いについては、合併時には現行のとおりとし、新市における水道事業整備計画の策定を行う中で調整する。	○	平成19年度に調整済み
		3	上水道料金については山鹿市の例による。	○	合併時に調整済み
		4	簡易水道料金については、口径の違いや料金格差があるため、合併時には、現行のとおりとし、経営状況を踏まえ平成20年度からを目処に統一する。なお、簡易水道料金統一の検討においては、地元管理組合等	○	平成21年度に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
			への事業主体変更等も併せて検討していく。		
41	水道事業の取扱い	5	鹿北町のメーター使用料については、料金統一のときに廃止する。	○	合併時に調整済み
		6	メーターについては、合併時から、市で設置を行うこととし、市財産として維持管理する。なお、菊鹿町の個人メーターについては、合併時に新市が譲り受ける方向で調整する。	○	合併時に調整済み
		7	加入者負担金については、合併時から次のとおりとする。Φ13 ㉮:3 万円、Φ20 ㉮:4 万円、Φ25 ㉮:6 万円、Φ40 ㉮:22 万円、Φ50 ㉮:40 万円、Φ75 ㉮:108 万円、Φ100 ㉮:214 万円	○	合併時に調整済み
42	下水道事業の取扱い	1	山鹿市と鹿本町の公共下水道事業は、合併時に公営企業会計として統合する。	○	合併時に調整済み
		2	1 市 4 町の農業集落排水事業については、合併時に特別会計に統合し、新市において公営企業会計導入に向けて整備を図る。	△	公営企業会計導入に向けて検討中。調整時期、方法等については、未定。
		3	排水区域及び整備計画の取扱いについては、合併時には現行のとおりとし、新市における排水処理事業計画の策定を行う中で調整する。	○	平成 25 年度に調整済み
		4	料金については、累進制、定額制の違いや料金格差があるため、合併時には現行のとおりとし、繰入金や経営状況を踏まえ平成 22 年度からを目処に統一する。なお、公共下水道と農業集落排水の料金については、公平性の観点から統一時においては同一制度を検討する。	△	平成 22 年度より旧 4 町の料金については(基本料金・業務料金・加算料金)統一を行った。しかし、累進制・定額制の統一は図られておらず、5 年後を目処に同一制度の検討を

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
					行う。
42	下水道事業の取扱い	5	料金統一時における料金制度の前提となる汚水量の把握については、公平性の観点から基本的には水道メーターによるものとし、井戸水等の使用の場合は、認定水量によるものとする。なお、井戸水等の使用において、事業に伴う大量汚水等がある場合については、市設置による井戸メーターでの認定を図る。	○	合併時に調整済み
		6	受益者負担金・分担金(公共下水道・農業集落排水)の取扱いで、一般住宅等については、1戸当たり10万円の負担金額とし、集合住宅や事業所等の場合は、10万円の基本額に、当該敷地面積が500㎡を超える部分に対して1㎡当たり100円を加算措置を行うものとする。ただし、この適用については、新市において供用開始する公共下水道排水区域、新市から事業を行う農業集落排水区域からとする。なお、合併までに供用開始した公共下水道排水区域及び農業集落排水処理区、合併時に事業中の農業集落排水処理区については、従前のおり旧市町の負担金額による。	○	合併時に調整済み
		7	賦課時期の取扱いについては、供用開始後において受益可能建物等のすべてに賦課するものとする。ただし、鹿本町及び鹿央町における宅内接続時の賦課の取扱いについては、経過措置として、平成19年度までは従前の宅内接続時とするが、平成20年度において、新市の負担金額ですべて賦課するものとする。	○	合併時に調整済み
		8	排水設備工事指定店および責任技術者の取り扱いについては、合併時から、公共下水道及び農業集落排水の両区域の共通指定店である山鹿市、鹿本町の例による。	○	合併時に調整済み
43	農林水産関係事業の取扱い	1	農業振興地域整備計画及び農業経営基盤強化促進基本構想については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、速やかに計画の	○	平成21年度に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
			見直しを行う。		
43	農林水産関係事業の取扱い	2	地域農業マスタープランについては、新市において速やかに策定する。	○	合併時に策定済み
		3	森林整備計画については、合併時に旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱うものとし、速やかに計画の見直しを行う。	○	合併時に調整済み
		4	米の生産調整については、平成 16 年度に制度改正されるため、国の動向を見極めながら、新市において調整する。	○	平成 19 年度に調整済み
		5	国、県補助事業及び継続事業については、新市においても現行を基本に引き続き実施する。	○	合併時に調整済み
		6	担い手育成資金貸付事業、農林業経営活性化資金貸付事業については、当分の間現行のとおりとし、必要に応じ新市において調整する。	○	合併時に調整済み
		7	農林業基盤整備事業等受益者分担金については、平成 17 年度から統一することとし次のとおり定める。ただし、継続事業及び合併までに事業採択を受けたものについては、現行のとおりとする。	○	合併時に調整済み
		8	農道整備事業、集落道整備事業、湛水防除事業、林道整備事業、農道災害復旧事業および林道災害復旧事業については、分担金を徴収しない。	○	合併時に調整済み
		9	農地等災害復旧事業及び林道災害以外の林務関係災害復旧事業については、補助残の 20%を受益者負担とする。	○	合併時に調整済み
		10	その他の事業については、新市の負担 10%を基本とし、受益者負担が 10%以内となるように定める。	○	合併時に調整済み
		11	農道及び林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	○	合併時に調整済み
		12	土地改良区については、現行のとおりとし、新市において将来の統合に向けて検討する。	△	鹿北土地改良区の解散の意向が決まり、その他 4 土地

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
					改良区は、地域単位・水系単位ごとに合併に向けて推進している。 (山鹿・鹿央町および菊鹿町・内田川地区)
44	商工・観光関係事業の取扱い	1	商工関係事業については、だれもが暮らしやすく活力ある地域をつくるために商工業の振興に努め、若者の定住促進が図られるよう魅力ある就労の場を確保するため、現行を基本として新たな施策を検討する。	○	合併時に調整済み
		2	地場産業振興事業については、現行を基本に制度を再編する。	○	合併時に調整済み
		3	伝統工芸品産業振興事業については、現行を基本に制度を再編する。	○	平成 21 年度に調整済み
		4	商店街活性化対策事業については、山鹿市の例による。	○	合併時に調整済み
		5	企業誘致事業については、制度を再編し積極的な誘致を展開する。	○	合併時に調整済み
		6	商工会議所、商工会については、将来の統合に向け検討が進められるように調整に努める。	○	平成 18 年度に調整済み
		7	観光関係事業については、熊本県の北の玄関口という立地と温泉などさまざまな観光資源を生かすとともに、アジアをはじめとする国際的な視点に立って、引き続き観光の振興に努め、地域の活性化と地域経済の発展に寄与するよう、現行を基本として新たな施策を検討する。	○	平成 18 年度に調整済み
		8	観光イベント、祭り関係については、地域の歴史、伝統及び特色を生かすために現行のとおり実施する。	○	合併時に調整済み
		9	観光協会については、新市での統一的な観光事業が展開できるように新たに協議会等の設立が図られるよう調整に努める。	○	平成 26 年度に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
45	建設関係事業の取扱い	1	道路マスタープランについては、新市において策定する。	○	平成 20 年度に調整済み
		2	道路占用料については、道路法施行令第 19 条の 2 を参考に新市の道路占用料徴収条例を制定し、平成 17 年度から実施する。ただし、平成 16 年度までは現行のとおりとする。	○	平成 17 年度に調整済み
		3	新市の市道、河川、公園等の維持管理については、新市の管理を基本に住民の協力も踏まえ、合併までに調整する。	○	平成 17 年度に調整済み
		4	継続している地籍調査事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、早期完了に努める。さらに、地籍精度の向上を図るため、必要な区域については、地籍再調査を推進する。	○	合併時に調整済み
		5	住宅マスタープラン及び公営住宅等ストック総合活用計画については、新市において策定する。	○	平成 18 年度に調整済み
		6	公営住宅等の建設及び建替えについては、新市において作成する住宅マスタープラン及び公営住宅等ストック総合活用計画に基づき事業を進める。ただし、新たに計画を策定するまでの期間においては、現行の計画を引き継ぐものとする。	○	合併時に調整済み
		7	公営住宅使用料については、利便性係数の見直しを行い合併までに調整する。	○	平成 17 年度に調整済み
		8	地域改善向公営住宅及び改良住宅使用料については、新市において調整する。	○	平成 18 年度に調整済み
		9	特定公共賃貸住宅使用料については、菊鹿町の例を基本に合併までに調整する。	○	平成 17 年度に調整済み
		10	町単独住宅使用料については、新市において調整する。	○	平成 17 年度に調整済み
		11	住宅使用料以外の使用料については、新市において調整する。	○	合併時に調整済み
		12	公営住宅の入居資格については、鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町の例により合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
45	建設関係事業の取	13	地域改善向公営住宅及び改良住宅の入居資格については、公営住宅の入居資格と同	○	合併時に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
	扱い		様とする。		
		14	特定公共賃貸住宅の入居資格については、鹿北町及び菊鹿町の例により合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		15	町単独住宅については、新市において調整する。	○	合併時に調整済み
		16	都市計画マスタープランについては、合併後、新市において新たに策定する。ただし、新市の都市計画マスタープランを策定するまでの期間は、山鹿市の都市計画マスタープランを引き継ぐものとする。なお、都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、新市における都市計画マスタープランの策定に際して、必要に応じて見直しを行うものとする。	○	平成 20 年度に調整済み
46	小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い	1	小中学校の通学区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、必要の応じ新市において検討する。	○	合併時に調整済み
		2	幼稚園の通学区域については、新市全域を基本とし調整する。	○	合併時に調整済み
		3	スクールバスの運行等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、必要の応じ新市において調整する。	○	合併時に調整済み
47	学校教育関係事業について	1	教育の方針及び教育の重点目標については、県の教育方針及び 1 市 4 町の例を基調に合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		2	学校施設及びその管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、施設との整備については、新市において新たに施設整備計画を策定し、速やかな施設整備に努めるものとする。	○	合併時に調整済み
		3	小中学校の児童生徒の就学援助については、国の交付基準に基づき新市においても実施する。ただし、菊鹿町及び鹿本町の小学校入学記念品については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
47	学校教育関係事業	4	就学指導委員会については、合併までに調整し、新市においても設置する。	○	合併時に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
	について	5	現在実施している各種教育振興事業(ALT事業等)については、新市においても充実に努めるものとし、内容については関係機関と協議し合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		6	奨学資金貸与制度については、新市においても実施する。ただし、奨学生の資格及び貸与額等については合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		7	奨学生選考委員会については、新市において調整し、設置する。	○	合併時に調整済み
		8	個人の寄附に基づき設置されている基金及び奨学資金については、寄附者の移行を踏まえて合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		9	学校給食の業務運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じ新市において調整する。	○	合併時に調整済み
		10	給食センター建設等整備計画については、新市において検討する。	○	平成 20 年度に調整済み
		11	給食費については、現行のとおりとする。	○	合併時に調整済み
		12	米飯給食等に対する助成については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
		13	公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料等については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
48	社会教育・文化関係事業について	1	校区公民館及び自治公民館の組織等については、当分の間現行のとおりとし、新市において関係機関と協議し、調整する。	○	平成 24 年度に調整済み
		2	教育委員会主要行事(成人式・文化祭等)については、新市において、関係機関と協議し、調整する。ただし、現行の地域単位で開催することが適当な事業については、当分の間存続するものとする。	○	合併時に調整済み
		3	生涯学習の各種講座については、現行を基本に実施し、内容等については、合併までに調整する。	○	合併時に調整済み
48	社会教育・文化関係事業につ	4	国・県及び市町指定の文化財、文化関係資料等については、新市に引き続き、適正な保存と管理に努める。	○	合併時に調整済み

番号	協定項目	枝番	協定内容	状況	調整内容
	いて	5	各種スポーツ行事及び大会等については、新市において、関係機関と協議し、調整する。ただし、現行の地域単位で開催することが適当な事業については、当分の間存続するものとする。	○	平成 24 年度に調整済み
49	その他の事業の取扱い	1	山鹿市土地開発公社については、新市に引き継ぎ、新市土地開発公社として存続させる。	○	合併時に調整済み。その後平成 23 年度に廃止

※協定は、合併当時に作成したものであるため、使用している用語が現在のものと異なる場合があります。

### 3 合併後のまちづくりについて

山鹿市では、合併から約1年後の平成18年3月、市政運営の基本方針となる「第1次山鹿市総合計画」を策定し、この計画に沿ってまちづくりを進めてきました。

「第1次山鹿市総合計画」は、「基本構想（計画期間：平成18年度～平成27年度）」、「基本計画（計画期間：前期・後期5年間）」、「実施計画（計画期間：3年間、毎年度見直し）」によって構成されており、このうち、「基本構想」において5つの「基本目標」を設定し、これらの「基本目標」を実現するために「基本計画」以下の計画が作られています。

そこで、本項では、この「基本構想」で設定した「基本目標」に沿って、これまでのまちづくりについて振り返りを行います。

#### (1) 基本目標Ⅰ 心豊かにたくましく生きる人づくり

豊かな自然と数々の歴史的遺産に恵まれた本市は、人づくりを進めることで、地域社会を支える人材を育て、産業や文化が栄えるまちに、そしてすべての人が人権教育、啓発に取り組むことで、お互いを尊重し合うまちを目指します。

将来を担う青少年の社会活動参加を促進するとともに、国際的な視野を身につけ、一人ひとりの個性が輝く学校・幼稚園及び保育園を目指して、たくましく生きる力をはぐくむ教育の充実に努めます。

男女が対等なパートナーとして互いの個性と能力を発揮でき、多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現を目指します。

また、魅力ある学習機会や生涯にわたってスポーツのできる環境を整備し、心豊かで健康的な市民を育てます。

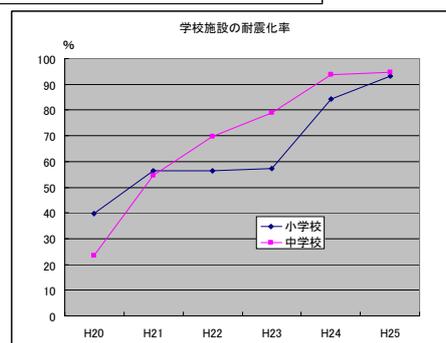
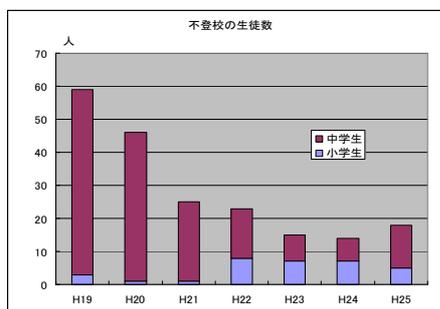
さらに、後世へ伝えるべく芸術・文化活動を支援しつつ、文化財を守り、歴史を大切に作る心を育て、創造性豊かな魅力ある人づくりを進めていきます。

#### 1) 明日を開く教育の充実

##### ア 学校教育の充実

現代社会に対応するため英語指導や情報教育の充実に努めました。また、子どもたちが基礎的な知識や技能を習得し活用できるよう、きめ細やかな学習指導体制を確保し、主体的に学習に取り組める「わかる授業」を実践するとともに、家庭学習の習慣づけを図りました。

不登校・障がいを持つ子どものため、サポートティーチャーや専門講師を配置し、不登校の解消及び防止を図りました。更に不登校などの児童生



徒に対しては、適応指導教室(オアシスクラブ)を設置し、児童生徒をはじめ保護者も対象に相談活動を行い、自立支援の推進を図りました。

また、子どもたちが郷土の伝統・文化を学び体験する機会を増やし、豊かな感性と創造力を育みました。

## イ 教育環境の充実

「山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画」を策定し、計画的な学校再編を推進しました。平成25年4月に統合校として新たな山鹿小・鹿北小が誕生しましたが、他4地区の統合に向けては地域や関係者との調整が遅れており、引き続き、地域や保護者の理解を得ながら計画的に進めていきます。

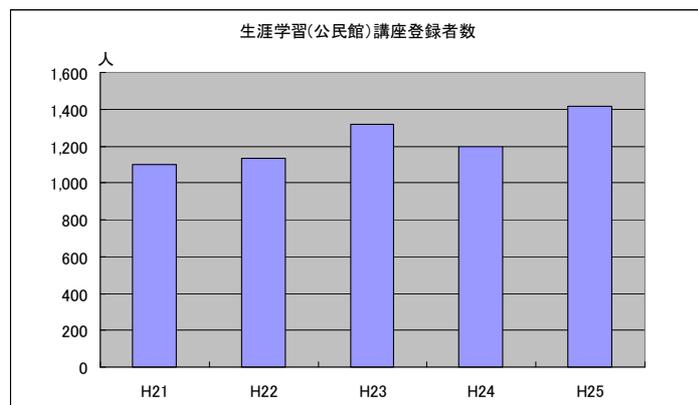


学校施設については、計画的な耐震・改修工事を実施し、平成26年度をもって耐震補強が完了することになりました。また、電子黒板やパソコン等の情報教育備品の充実を図りました。

また、児童生徒が安全で安心して学ぶことができるよう、地域住民と連携して不審者から守る取り組みを進めるとともに、通学路での事故防止に取り組みました。

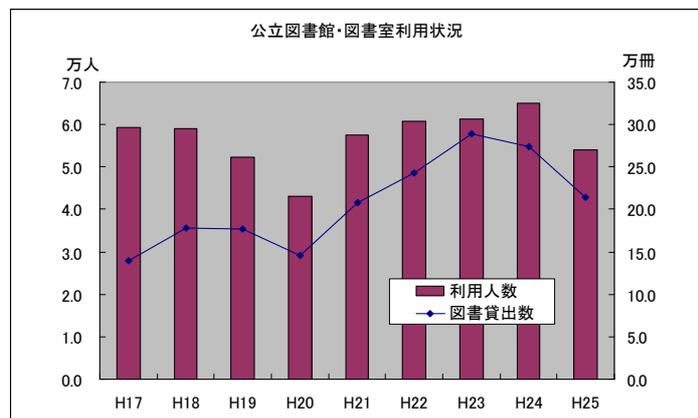
## 2) 人が輝く社会教育の振興

生涯学習については、学習講座の充実と読書活動の充実を図りました。学習講座については、自主講座へ移行し、講座の登録者数が増えました。また、図書館システムの構築等を行いました。図書館・図書室の貸し出し冊数については、大幅に増加しています。



地域づくりを支える公民館活動については、全市的な公民館活動体制の整合を図るとともに、地区公民館と自治公民館の情報共有を進めました。また、公民館講座の講座内容の見直しを行い、「山鹿市公民館連絡協議会」を設立しました。

青少年育成に関しては、約150名を青少年育成推進員に委嘱し、あいさつ運動や巡回活動を行い、青少年の健全育成に努めました。その結果、多くの子どもたちが率先してあいさつをするようになり、山鹿を訪れる多くの方々に賞賛されるなど、地域が連携して取り組んだ成果



が表れています。

また、地域ぐるみで家庭教育支援の取り組みが行われるよう、家庭教育支援員を派遣したり、「親の学び講師派遣事業」を利用したりするなどして、家庭教育への理解を深めました。

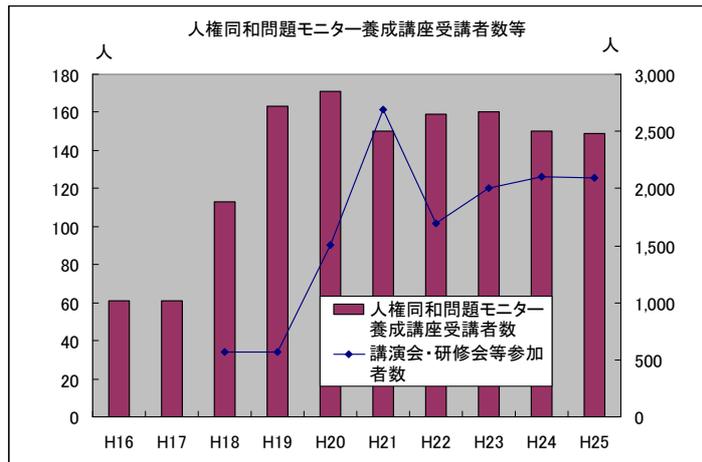
### 3) 人権教育・啓発活動の充実

平成18年度に「山鹿市人権教育・啓発基本計画」を策定し、また平成24年3月にはこれを見直し、人権教育や啓発活動の取り組みを推進しました。

また、人権同和问题モニター養成講座を開催し、行政・企業・民間団体・地域等において、指導者の育成に努めました。

さらに、研究大会・人権フェスティバルの開催や啓発パンフレットを配布するなど、人権問題が市民一人ひとりの身近な課題として認識されるよう努めました。

個別の人権侵害に対しては、人権に関する相談窓口の連携を図り、早期の問題把握・解決につなげました。また、さまざまな人権侵害の被害者に対する支援体制を強化しました。



### 4) 男女共同参画社会の実現

「山鹿市男女共同参画推進条例」を制定し、「山鹿市男女共同参画計画」を策定し、フォーラムやセミナー等の開催、広報やホームページ等による啓発を行いました。また、「男女共同参画審議会」及び「行政推進本部」による総合的的事业推進を図りました。

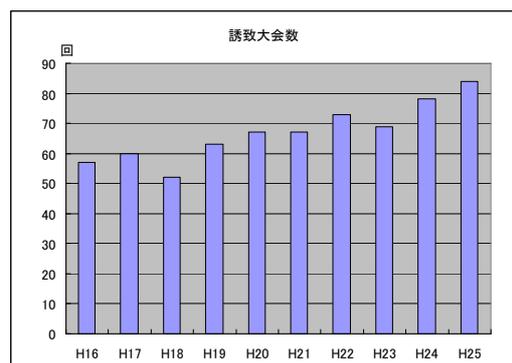
事業主・企業等に対しても、男女共同参画社会基本法等の法制度の周知やフォーラム等の情報提供を行い、男女平等を基本とした働きやすい職場づくりを促しました。

未だ固定的性別役割分担意識に同感する人の割合は高いものの、身近な地域への意識啓発活動もされ、男女共同参画意識の浸透は少しずつ進んでいます。

育児休業法等の法制度の周知や情報提供を行い、男女がともに安心して仕事と子育てや介護ができる職場づくりや環境づくりに努めました。

### 5) 生涯スポーツの振興

ライフスタイルに応じてスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるために、やまが総合スポーツクラブや山鹿市体育協会、山鹿市体育指導委員協議会等への支援や指導者の育成強化を図りました。



カルチャースポーツセンターを核とした総合的な体育施設の整備・充実を図るとともに、さまざまなスポーツを身近に観戦できる機会を提供するため、各種スポーツ大会を誘致し、平成26年度には、県民体育祭を実施しました。

## 6) 国際・地域間交流の推進

子どもたちの国際感覚の醸成や広い視野を育てる取り組みとして、小・中学生によるシンガポールやオーストラリア・クーマ市との交流を図りました。また、交流の基盤づくりとして、通訳やホストファミリー等の市民ボランティアの育成を図りました。

姉妹都市である兵庫県赤穂市や、友好都市である岡山県高梁市、高知県四万十町等との地域を越えて実施されている市民交流については、これまで培われてきた友好や信頼の輪をさらに広げるため、市民の多彩な活動を支援し、相互交流の活発化を図りました。

また、平成25年10月には、友好都市である岡山県高梁市、高知県四万十町と、災害時の相互応援協定を結びました。

## 7) 文化の振興及び文化財保護

文化の振興では、文化芸術団体の支援を行い、市民が文化芸術活動に参加する機会を提供しました。鹿北茶山唄などの民俗芸能については、発表の場の提供や後継者育成を行い、保存団体の育成と活性化を推進しましたが、団体構成員の高齢化とともに、後継者問題は解決していません。

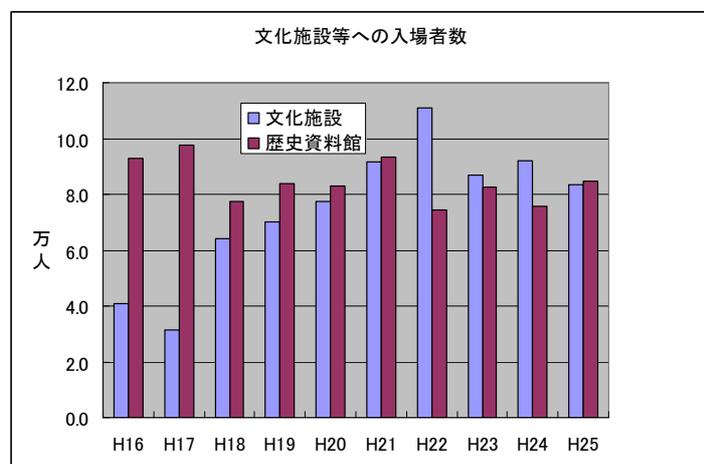
また、八千代座やその他の文化施設を活用し、演劇やコンサート等の幅広い分野の芸術活動を支援することで、市民が良質の文化芸術に多く触れる機会を提供しました。

文化財の保護と活用の面として、八千代座の施設は、更なる完全復原を目指して、第2次整備計画に基づき、空調設備の導入や木戸前広場や交流施設の整備を行いました。方保田東原遺跡については、計画的に公有地化を図りました。

博物館においては、常設展のほか身近な話題の企画展を開催しました。しかし、老朽化が進み、展示スペースや収蔵スペースも狭く、高齢者や障害のある人への配慮も必要となっています。

鞠智城跡については、県が主体で整備を行っていますが、今後の整備と活用を推進するために、県と市が共同して国営公園化を目指した取り組みを行いました。

文化施設や歴史資料館の案内を行う八千代座案内人や、博物館の解説ボランティア「博灯会」等の人材を育成するため、研修会を開催し、案内人が必要とする



情報の提供に努めました。

## (2) 基本目標Ⅱ 活力ある産業づくり

本市の基幹産業である農業や林業が、安定的に自立経営できる体制づくりの支援施策に努めます。また、農地や山林の持つ水源のかん養、自然環境や国土の保全など公益的・多面的機能を生かした施策を展開します。

商業については、生活者の視点に立った個店の魅力アップとにぎわいのある商店街づくりを進めます。特に、中心市街地の活性化については、広く市民の意見を聴きながら、民間団体などと連携して取り組みます。

工業については、雇用の拡大により、若い世代の定住を促進させ、均衡ある発展を実現するために、企業誘致や起業化支援等を推進します。

観光については、歴史・文化や自然をはじめとした地域の特性を生かし、訪れる人が心安らげる観光都市づくりを目指します。また、各産業が連携した観光農業や観光商業などの新たな産業の展開を図ります。

さらに、本市の地理的な立地条件を生かし、国内では福岡都市圏を、海外においてはアジア圏を主なターゲットとして産業を振興します。

### 1) 地域の特性を生かした活力ある農業の育成

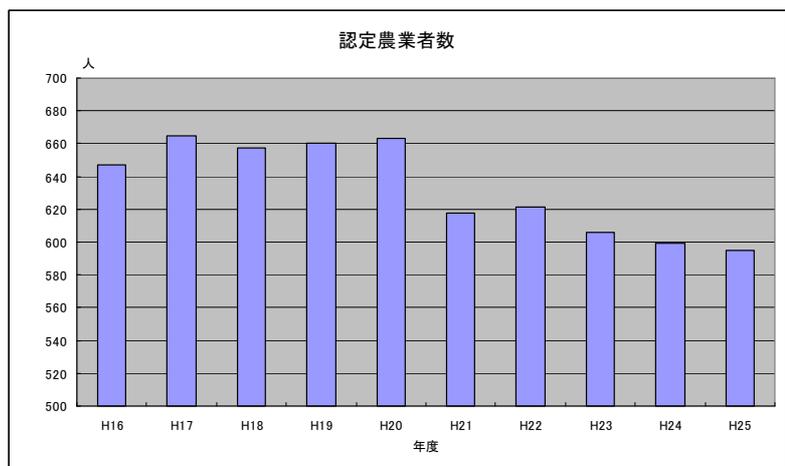
#### ア 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

農業用排水路・農道・用排水機場・取水堰等の整備や改修を実施し、農業経営の安定と維持管理の軽減につなげました。また、農業者だけでなく地域住民が一緒になって取り組む資源の保全や環境活動で、地域のまとまりや農村環境活動の大切さ等の意識啓発を図りました。

耕作放棄地の再生を計画的に進め、概ね、計画面積を解消することができました。

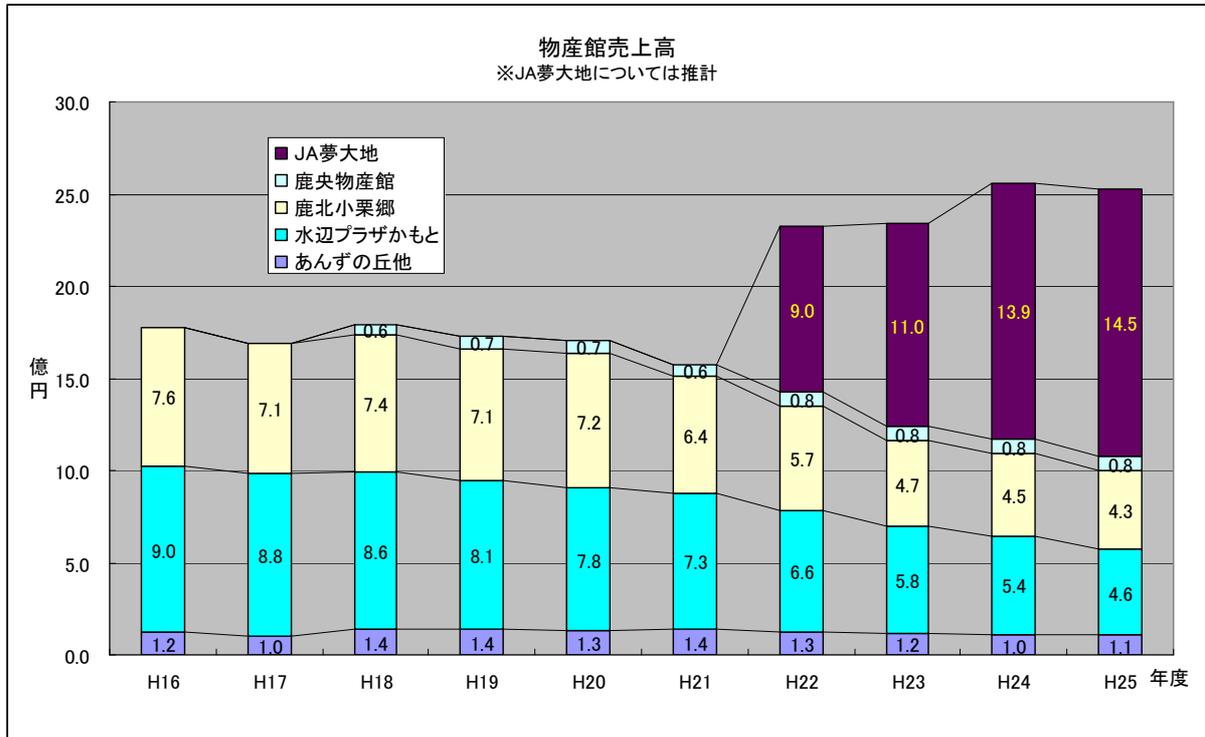
#### イ 意欲ある担い手の確保・育成

認定農業者については減少傾向にあることから、規模拡大や就農条件の改善などに対し支援を行いました。新規就農者については、就農支援などに対し様々な支援策を講じ、目標を大幅に上回ることができました。女性農業者等に対しても、支援を行うことで活性化につながっています。営農組織については、機械導入や営農支援を行って一定成果を上げていますが、法人化については目標達成に至っていないため、今後も引き続き支援を行う必要があります。



## ウ 魅力ある農畜産物の生産・加工・販売促進

農産物や加工品等の販路開拓・消費拡大については、目標を達成することができました。特に農商工観光部門が連携し、福岡において定期的に開催する「観光と物産展」を実施したことで、福岡市民に対して農産物や物産品、観光等の認知度アップを図ることができました。



## エ 地域資源を生かした農村地域の活性化

棚田等の地域資源を生かした農業体験の取り組みの支援や、からいもオーナー制等を実施することにより、交流人口の増加に繋がるとともに、市民の食や農業への理解を深めることができました。

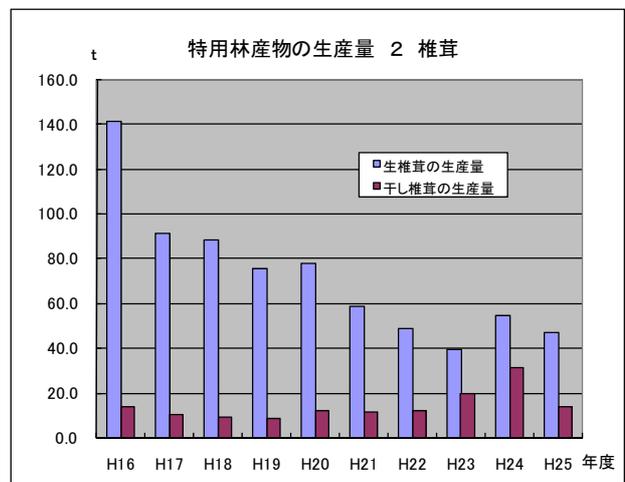
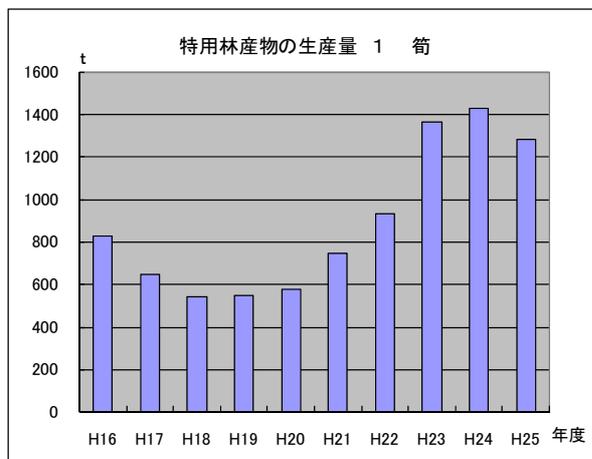
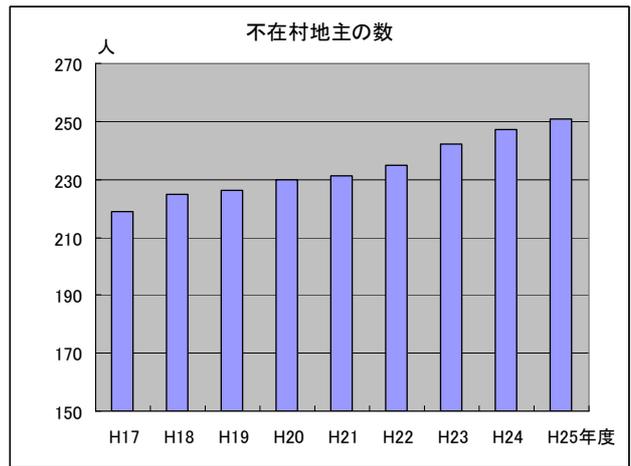
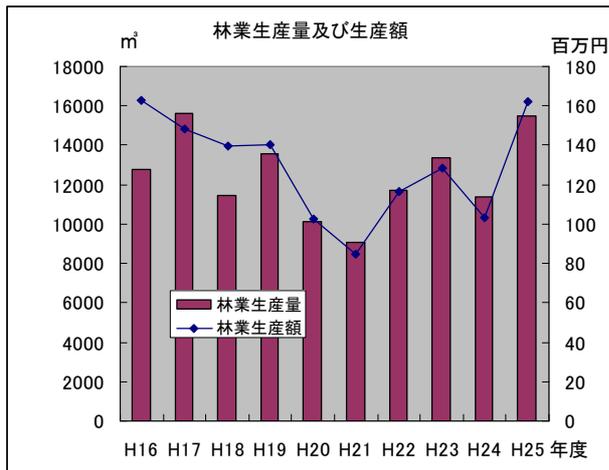
### 2) 健全な森林づくりと林業の活性化

林業については、優良材の生産のため除間伐を推進しましたが、依然、不在村地主の増加や林業を取り巻く厳しい情勢が続いており、除間伐面積はあまり増えていない状況です。

一方、県の基金事業である緑の産業再生プロジェクト促進事業により、山鹿管内の製材業者が施設整備を進めたことから、地域内で生産される木材の生産量は増大しました。

また、筍や椎茸等の特産物の生産振興など、林業生産性の向上と経営基盤の整備を行い、椎茸乾燥機の導入補助等を行った結果、筍や干し椎茸については生産量の増加につながりました。

また、植樹祭や(株)ブリヂストンと協働での市有林整備、市内小学校緑の少年団や林研クラブへの補助等、市民の緑化活動を推進しました。



### 3) 活力ある商業の振興

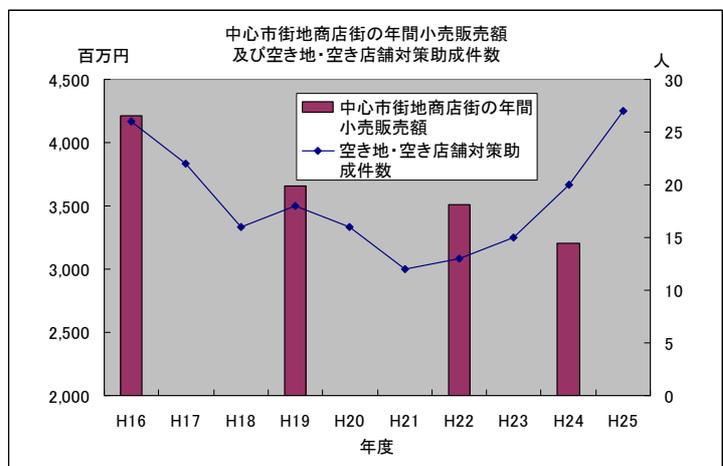
市内の4商工会が合併することで、組織の効率的な運営が図られるようになり、より効率的できめ細やかなサービスの提供が可能になりました。

本市においては、空き地・空き店舗対策を行い、商店街の賑わいづくりを進めました。しかし、中心市街地における年間小売販売額は減少傾向にあります。

物産の振興については、本市の特産品を原料とした新商品の開発や、県内外での物産展の開催等による販路拡大を目指しました。

また、本市の伝統工芸品である和紙工芸品については、保存・継承に努めながら、その原料である和紙の安定供給・確保に向けた調査・研究や、山鹿灯籠の伝統的工芸品としての指定

に向けて積極的に活動を行いました。その結果、平成25年12月、山鹿灯籠は、



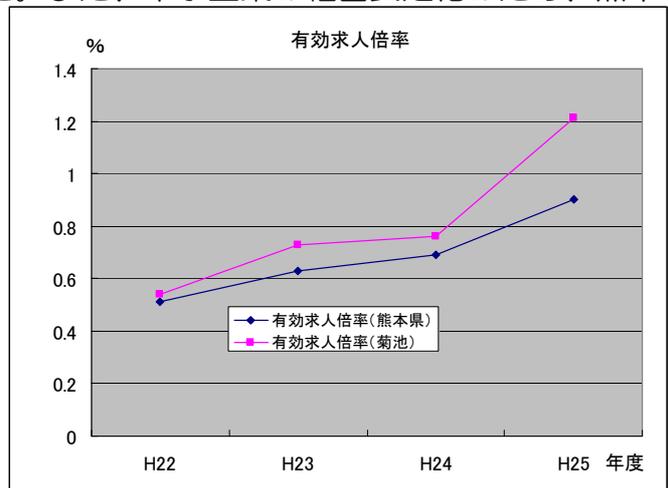
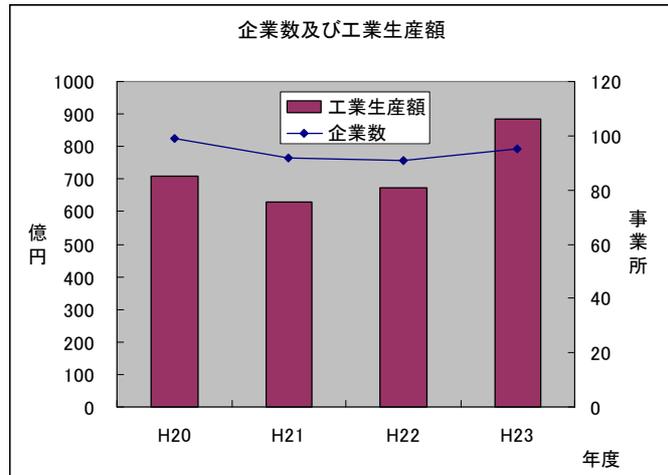
国の伝統的工芸品として指定を受けることができました。

#### 4) 豊かさと活力を与える企業誘致と工業の振興

企業誘致と工業の育成・支援においては、平成21年度から「企業誘致推進室」を設置し、「企業誘致・支援戦略」を策定し、企業の要望に応じた効果的・効率的な企業誘致・支援活動を推進しました。また、平成21年度に市内企業等で組織した「山鹿市企業連絡協議会」の活動を通して、地域企業連携や産学官連携の強化を図るとともに、研修による人材の育成を支援しました。また、中小企業の経営安定化のため、熊本県産業技術センターやくまもとテクノ産業財団等と協力し、支援体制を強化しました。

その結果、平成17年～26年の間に、誘致企業実績は4件、1社が再創業、23社が増設に至り、また、メガソーラー関係2社の立地が決定しました。

雇用環境の安定化については、雇用に関する情報を収集して素早く市民に提供するとともに、相談窓口を開設するなどの取り組みを進めました。



#### 5) 歴史浪漫息づく田園観光都市づくり

受け入れ態勢の整備のため、市民対象の「山鹿探訪ツアー」の開催や、旅先案内人の会をはじめとした観光ボランティアガイドの交流・研修の機会を作りました。その結果、観光ボランティアガイドによる観光案内が進んでいます。

また、観光政策の指針となる「山鹿市観光基本計画」を策定しました。

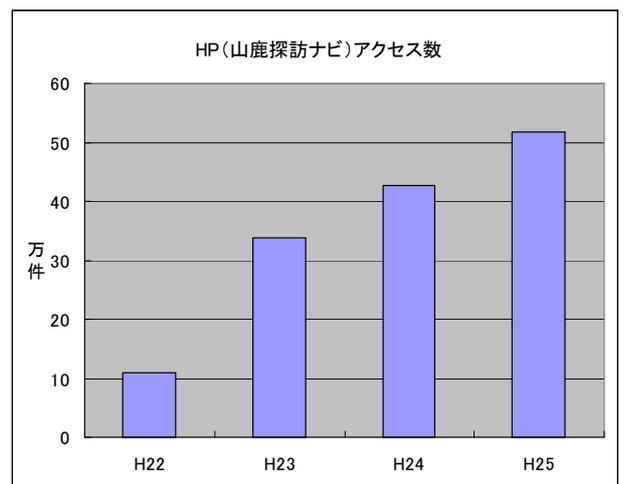
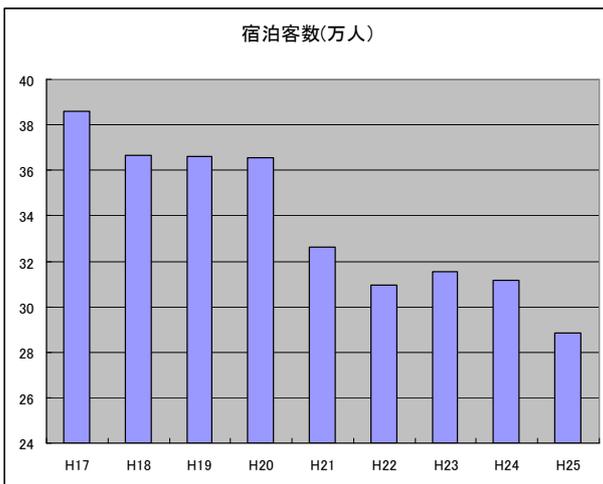
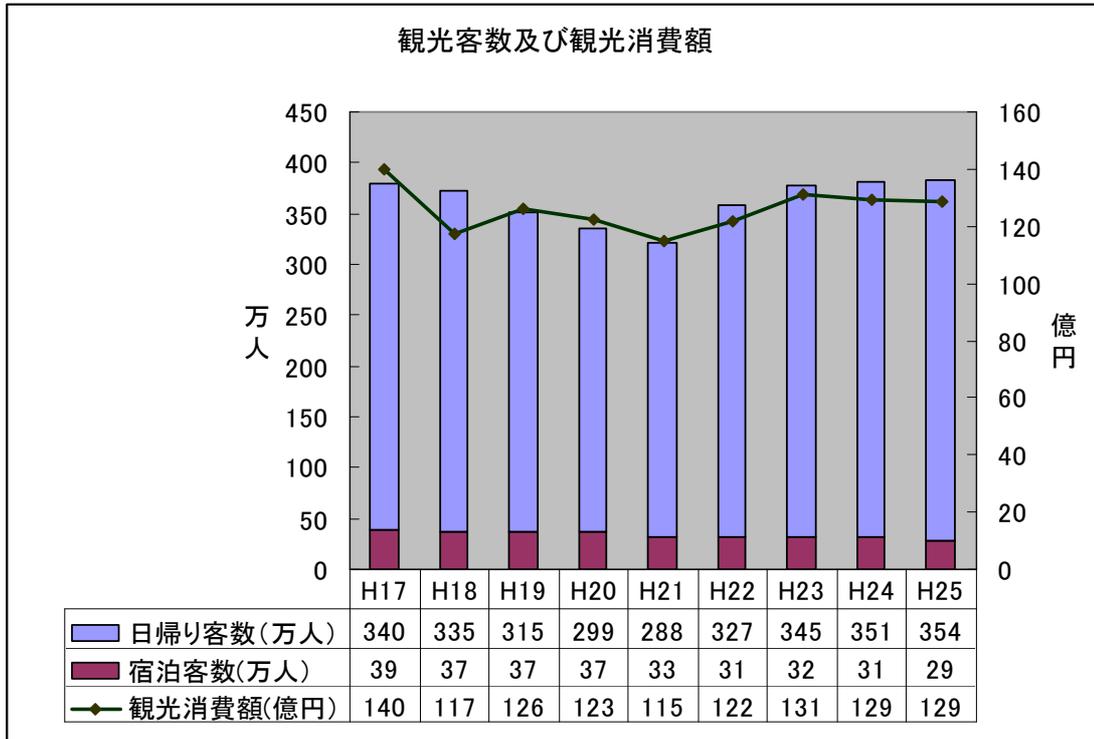
さらに、「山鹿観光事典」を製作し、各観光関係団体・施設及び学校関係等に配布し、市民や関係者間の知識の共有が進みました。

誘客宣伝の推進においては、山鹿温泉元湯「さくら湯」の再生事業に取り組み、平成24年度に新しいさくら湯の完成を迎えました。開湯後半年で来場者が10万人を超えており、今後はさくら湯を核として賑わいの創出が期待されます。



情報発信としては、観光に特化したホームページ「山鹿探訪ナビ」、山鹿市フェイスブック、旬の観光情報をメールマガジンで配信するほか、定期発行の観光季刊誌をお届けする「山鹿湯らりファン倶楽部」など、様々な形での観光情報の発信に取り組みました。

また、山鹿灯籠まつりをはじめ、地区住民を中心とした各地域の祭りを行い、地域内と地域間の交流を進めました。



### (3) 基本目標Ⅲ 地域とともに支えあう暮らしづくり

市民のだれもが、豊かな暮らしを実現するため、安全・安心な社会環境の整備を目指します。

高齢者や障がい者の自立と社会参加を支援するとともに、住み慣れた家庭や地域で暮らすことができる環境づくりを推進します。

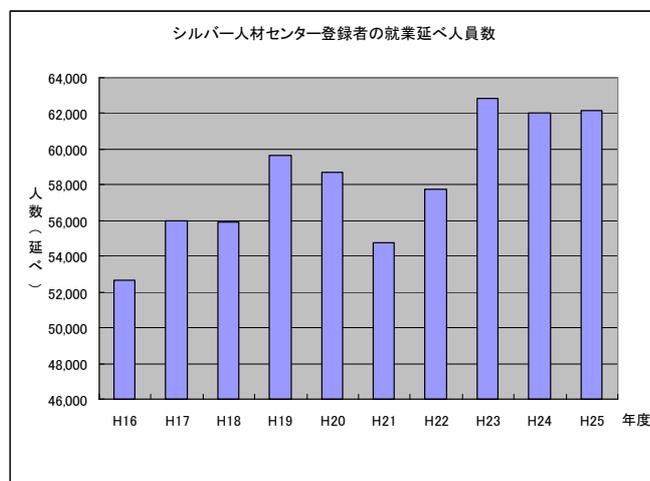
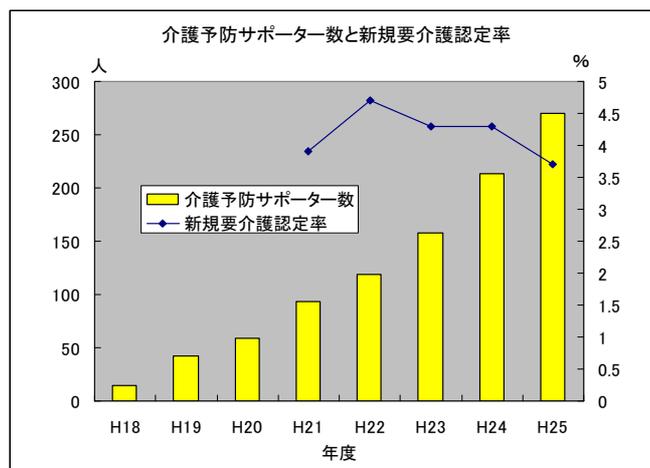
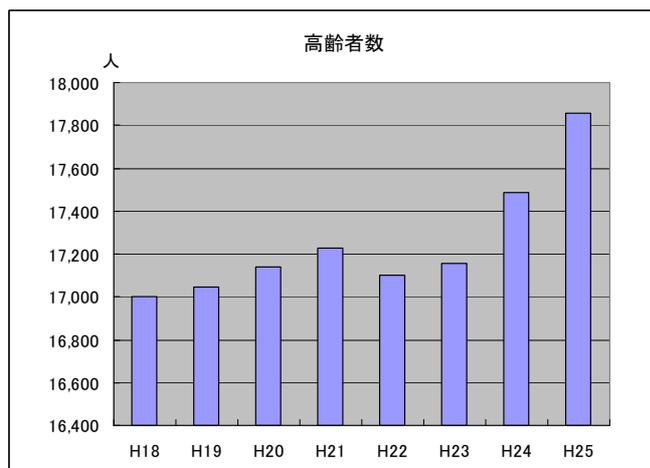
また、少子化が進む中で、将来を担う子どもたちが健やかに成長するため、子育て環境の整備を推進します。

生涯を通して、個人のライフスタイルに配慮しながら、健康的な生活習慣の確立に向けた取り組みを推進します。

これらの施策をもとに、保健・医療・福祉の連携を強化し、地域とともに支え合う暮らしづくりを推進します。

#### 1) 高齢者福祉の推進

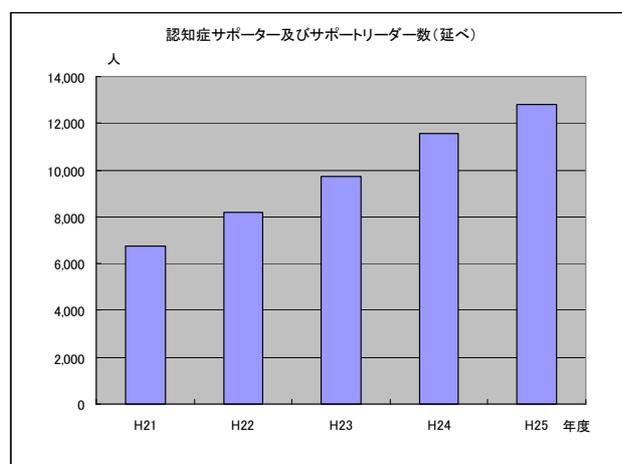
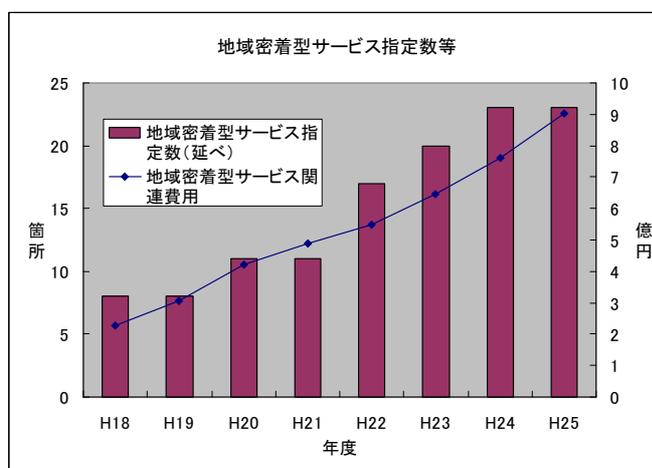
介護予防や健康づくりに取り組むための情報提供や場づくりを推進するとともに、具体的な実践方法等を支援する人材育成を図りました。介護予防サポーターは目標を超える数を養成しており、その結果、要介護・要支援認定者数の減少につながりました。



また、24時間365日提供できる介護サービスや福祉サービスの体制づくりを進め、認知症高齢者に対し、支援体制や適切なケアの提供、地域でのサポート体制の充実を図りました。人口に占める認知症サポーターの割合は県内有数であり、他地域を先導するモデルとなっています。

高齢者の一人一人の尊厳ある暮らしを保障するために、成年後見制度の活用など、権利擁護体制の推進も図りました。

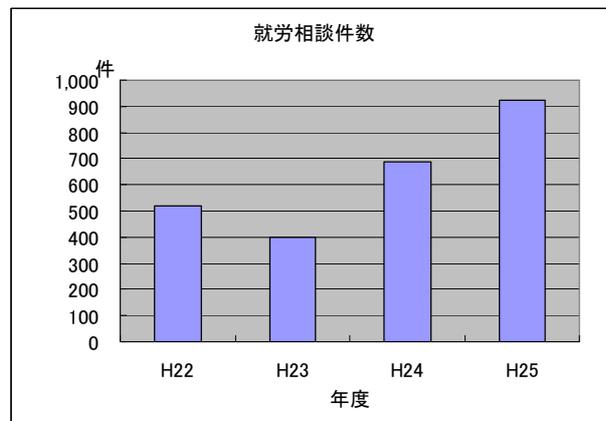
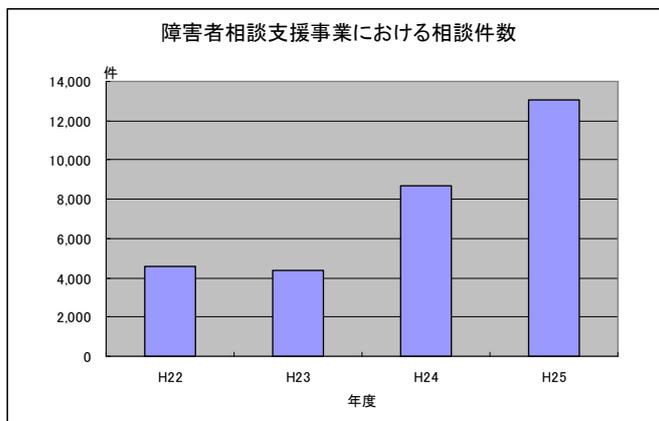
保健・医療・福祉の連携については、医療機関や介護・福祉サービス事業所等のネットワーク化を進め、情報の共有と連携のもとに、切れ目のないサービス提供の体制づくりを推進し、地域密着型サービスの実施箇所も、県内有数となっています。



## 2) 心身障がい児(者)の福祉の推進

障害者総合支援法等に基づき、各障害福祉サービスの着実な実施に努めました。

また、障がい者やその家族からの相談に応じるため、福祉サービスの利用支援、その他サービス等の情報提供を行う相談支援事業を開始しました。このため相談者が増加し、様々な相談が寄せられるようになりました。

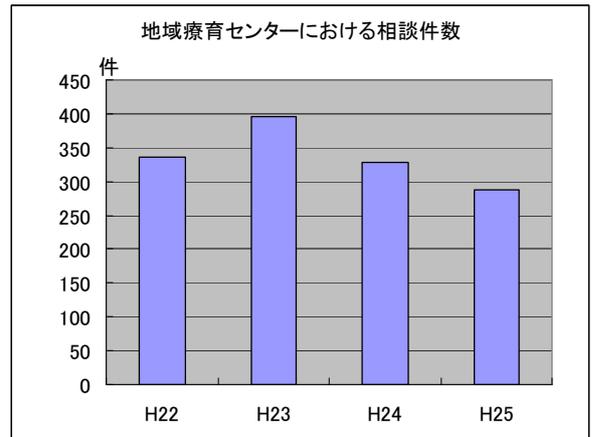


中でも、就労については、障がい者からチャレンジしたいという声が聞かれる一方で、就労に結びつかないのが現状でした。このため、障がい者がそれぞれの能力に応じた就労機会を得られるよう、民間企業等に雇用促進を働きかけるとと

もに、障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就労相談支援のネットワーク構築を推進しました。

障がい者はその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことが望ましいと考えられることから、自立支援協議会を設置し、多分野・多職種による構成委員からの助言を受け、問題解決の支援を行いました。

さらに、障がい児を養育する保護者の悩みや将来に対する不安を少しでも軽減するため、地域療育センター事業に取り組み、療育相談人を配置するなど支援の充実を図りました。

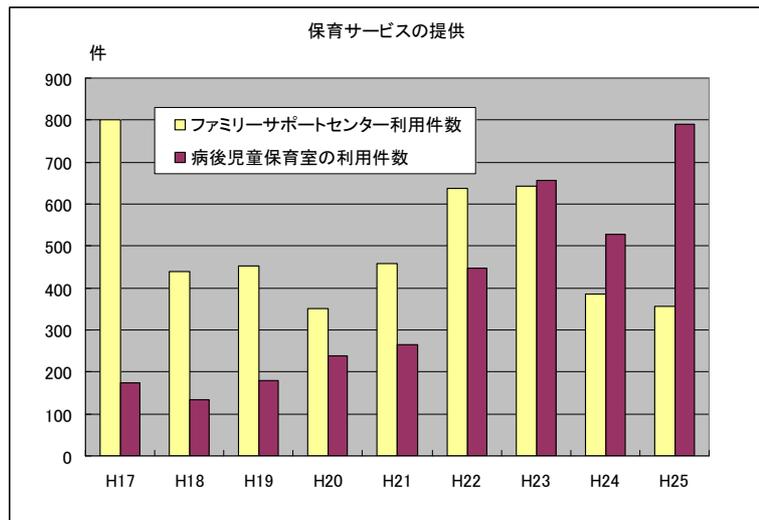


### 3) 健やかな子どもの育成

保育施設については、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、行政と民間の協働という考え方に立ち、公立保育園3園を民営化しました。

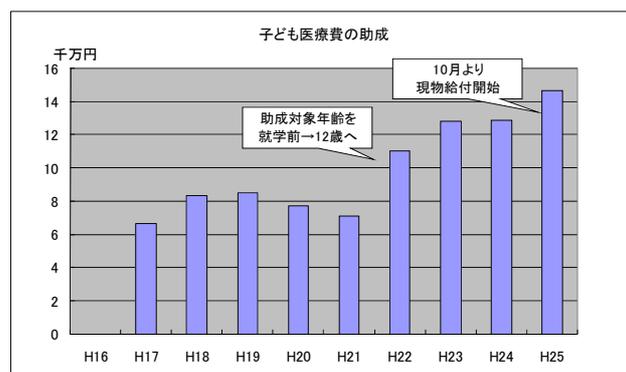
また、将来的な要保育児童数に適応した施設への統廃合に取り組み、菊鹿地区の公立保育園2園の閉園を実施しました。

今後は、「山鹿市公立保育園・幼稚園再編整備計画後期計画」に基づき、公立・私立がそれぞれの役割を担い合いながら、保育の質の向上と支援を強化・充実します。



子育て家庭への支援としては、通常保育のほか、延長保育、一時保育等を実施し、また、病気回復期の児童を預かる病後児保育室や自宅で子どもを預かってもらうファミリーサポートセンター事業など、利用者の立場に立った保育サービスの提供を推進しました。

また、子ども医療費の助成について平成25年10月から、窓口での支払いが必要ない、現物給付制度を導入し、平成27年1月診療分からは、助成対象年齢を12



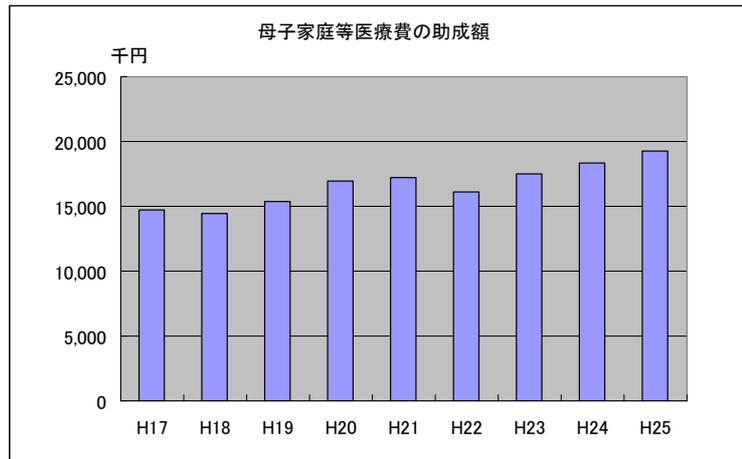
歳以下から18歳以下までに引き上げることとしました。

相談体制の整備としては、保健師や鹿本地域療育センター等の関係機関と連携を図り、乳幼児を持つ家庭へ訪問活動を実施し、育児不安の解消や虐待の予防・早期発見に努めました。

また、平成24年度には、民間の活動や団体と連携し子育て施策を一体的に推進する総合拠点として、教育委員会との協働による「子ども総合相談窓口」を設置し、平成25年度には県と連携し、これを振興局内に移転しました。同窓口での相談件数は、平成24年度（9月～3月）は808件、25年度は1757件にのびりました。

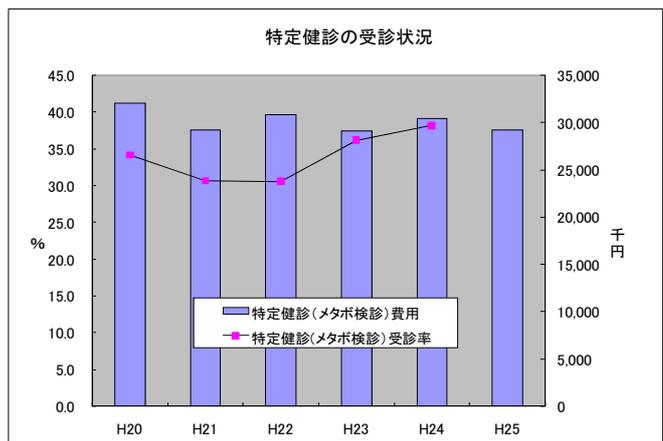
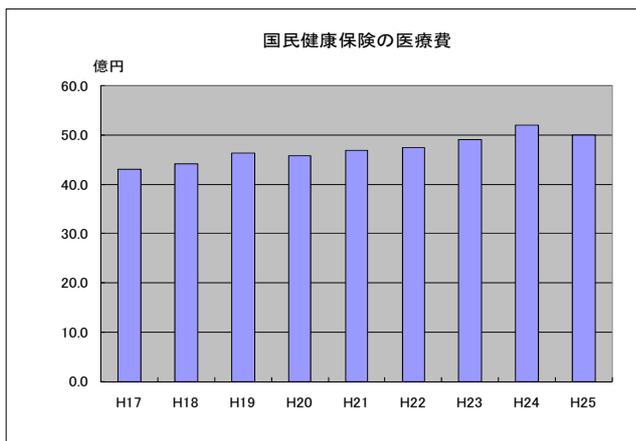
ひとり親家庭等への支援としては、手当の支給や医療費の助成、家庭生活支援員の派遣による生活の安定を図るとともに、母子家庭については、事業資金・修学資金として貸付制度の活用などにより、自立に向けた取組みを支援しました。

母子保健については、保健師・栄養士の保健指導や地区担当制訪問活動を通して、きめ細かな対応を行いました。



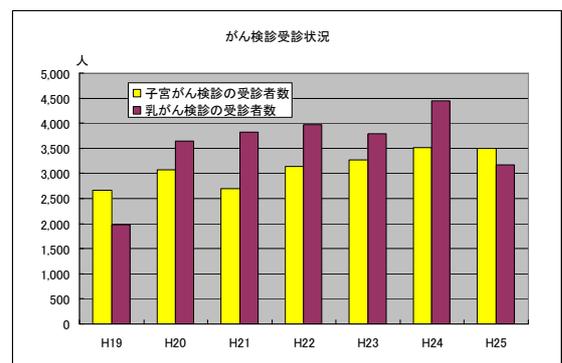
#### 4) 生涯を通じた健康づくりの推進

市民が生涯を通じて健康な生活を送れるよう、予防を重視した健康づくりを進めることとし、子どもの頃からの適切な生活習慣の定着をはじめとした総合的な



生活習慣病対策に取り組みました。

また、がんについての予防の知識や検診の有効性についての正しい情報提供、普及啓発を実施し、受診率向上のため、受診しやすい体制を継続して整備しました。



感染症の予防に向けては、予防接種に対する正しい知識の提供や周知に努め、接種に対する市民意識の高揚と接種率の向上を図りました。

地域医療体制の充実のため、地域医療体制の充実、救急医療体制の確保、地域医療機関との連携強化に努めました。

市民医療センター（市立病院：平成23年4月名称変更）は平成22年5月に新病棟を開設し、また、平成22年11月には、かかりつけ医を支援する地域医療支援病院として県の承認を受けました。

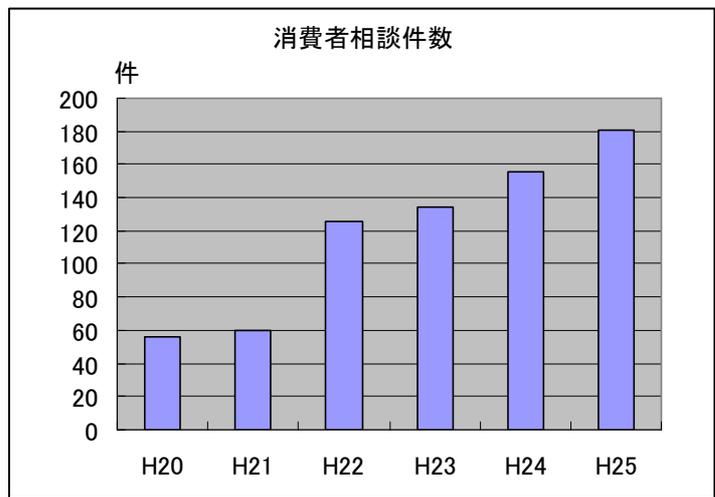


### 5) 賢い消費者の育成

国、県との連携のもと、広報紙、パンフレットを活用するとともに、出前講座等を通じて消費者への情報提供や啓発活動を積極的に行いました。

また、複雑多様化している消費者トラブルや、増加傾向にある多重債務相談等に対応するため、平成22年度からは消費生活センターを設置し、相談の常時受付を開始し、専門家（弁護士、司法書士等）や警察等の関係機関と連携しながら、適切かつ迅速な助言を行うなど、問題解決に向けた支援を行いました。

さらに、高齢者や若年層を狙った消費者トラブルは次々と新たな手法が編み出されていることから、地域住民、民生委員、職場、学校、行政等の機関が連携し、トラブル情報の連絡・共有を緊密化するための支援体制を充実しました。

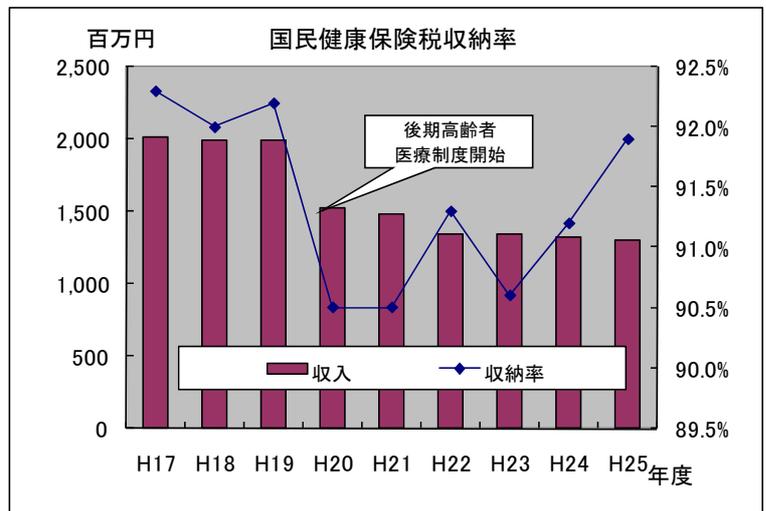


### 6) 社会保障制度の円滑な運用

#### ア 介護保険制度及び国民健康保険制度の円滑な運用

制度の広報等による周知に努め、不公平感を招かないよう、保険料（税）の収納率向上を目指し、介護保険及び国民健康保険の財政の健全化・安定化に努めました。

イ 後期高齢者医療制度の円滑な運用  
熊本県後期高齢者医療広域連合との連携により保険料収納率の向上を図るととも



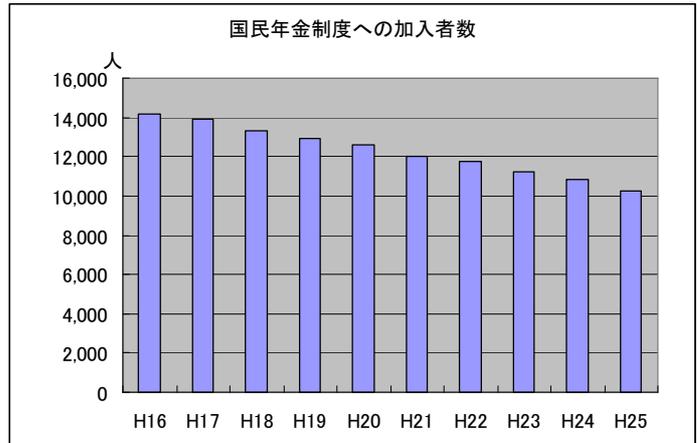
に、新規対象者等に制度の説明会を行い、制度の周知徹底を推進しました。

#### ウ 国民年金制度への加入促進

国民年金制度の必要性について機会あるごとに周知を務め、すべての人が年金受給権を確保できるよう、国民年金への加入を促進しました。

#### エ 生活保護の適正な運用

個々の自立阻害要因等の把握を行い、改善に向けた自立支援プログラムの導入や、就労支援員の配置により就労支援を重点的に行いました。また、ハローワークや関係機関等との連携を一層強化し、自立へ向けた支援に努めました。しかし、景気回復の改善がはっきり現れていない中で、雇用の機会が得られない若年層からの生活保護相談、申請が増加しています。



### (4) 基本目標Ⅳ 安全で快適な暮らしを支える基盤づくり

少子高齢化をはじめ、生活スタイルや交通環境の変化など、社会情勢の推移に対応できる安全で快適な市民生活を支えるまちづくりを進めます。

市民の生命や財産を守るため、危険箇所の解消や消防施設の整備、自主防災組織等の育成、情報伝達体制の充実及び避難場所の確保に努め、災害に強いまちづくりを進めます。

生活基盤である道路や河川、上下水道、住環境については、着実かつ計画的に整備を進め、人と自然にやさしい社会資本の形成を目指します。また、市民生活の利便性向上のため、新たな公共交通システムの構築に努めます。

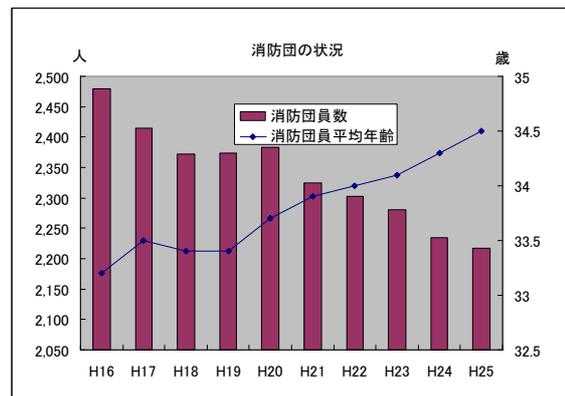
一方、高度情報化時代への対応として、全市域の均衡ある発展を目指し、情報通信基盤の整備を推進します。

土地については、さまざまな利用形態があり、限りある貴重な財産であるため、整備・開発と保全のバランスを取りながら、将来を見据えた計画的な利用を目指します。

#### 1) 安全で安心して暮らせるまちづくり

災害の予防では、土砂災害を防止するため、急傾斜地崩壊対策事業等を県に要望し、計画的に防災対策工事を行いました。

防災・防犯体制については、災害発生に備えた地域防災計画の作成や非常食等の備蓄整備、自主防災組織の結成を促進



し、防災体制を強化しました。また、夜間通行時の安全確保や犯罪防止のため、防犯灯の設置を推進しました。

消防体制については、小型動力ポンプと小型動力ポンプ積載車を計画的に更新・配備するとともに、防火水槽等を増設するなど、消防力の維持向上を図りました。地域コミュニティの希薄化や就業体系の多様化に伴い、消防団員が減少傾向にあることから、消防団員の減少により消防活動の維持が困難な地区においては行政区を越えた部の再編を促し、団員の負担軽減に努めました。また、女性消防団については、火災予防の啓発活動や熊本県ポンプ操法大会へ参加するなど、活動分野を広げながら組織の活性化を目指しました。

さらに、非常時における市民への緊急情報伝達手段を確立するため、平成23～24年度において市全域を網羅する防災行政無線施設の拡張整備を行いました。

## 2) 安全で便利な交通社会の実現

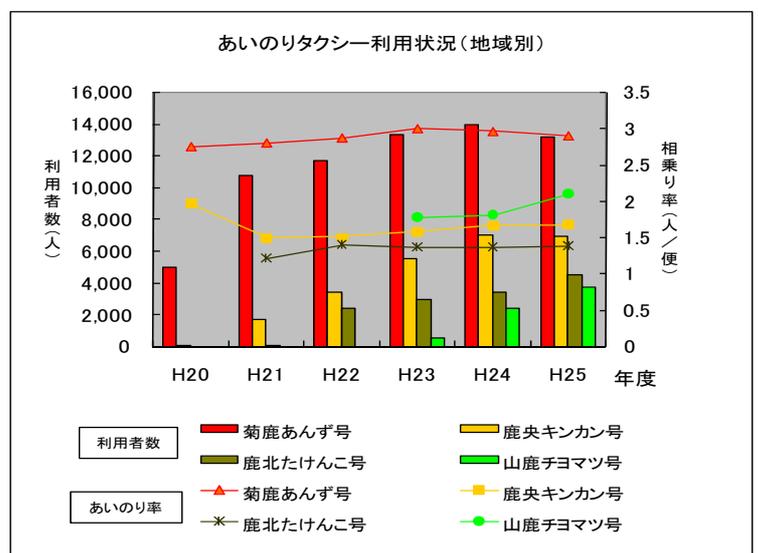
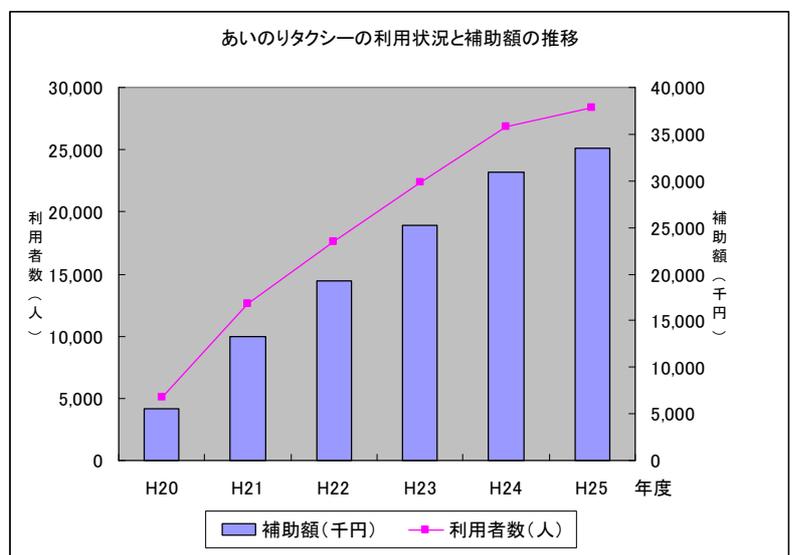
交通安全思想の普及では、警察及び関係団体と連携し、幼児・児童・高齢者を対象とした交通安全教室の開催や交通安全キャンペーンの実施などの交通安全意識啓発に取り組みました。

一方、生活交通の整備については、公共交通機関である路線バスは利用者の減少が続き、バス路線の維持にも大きく影響しているため、採算を維持できなくなった路線への運行費補助により、市民の交通手段を確保しました。

また、市民の交通手段確保のため、既存の交通機関との連携を図るとともに、新たな交通システムとして市街地循環バスやあいのりタクシーの導入を進めました。

その結果、路線バスの補助系統数が整理され、事業費の削減が進みましたが、市街地循環バスの利用率が少なく、運行内容の見直し(ルート・循環方向・回数券の発行)を行いました。運行を維持できる利用水準に達しなかったため、平成26年度で廃止となりました。

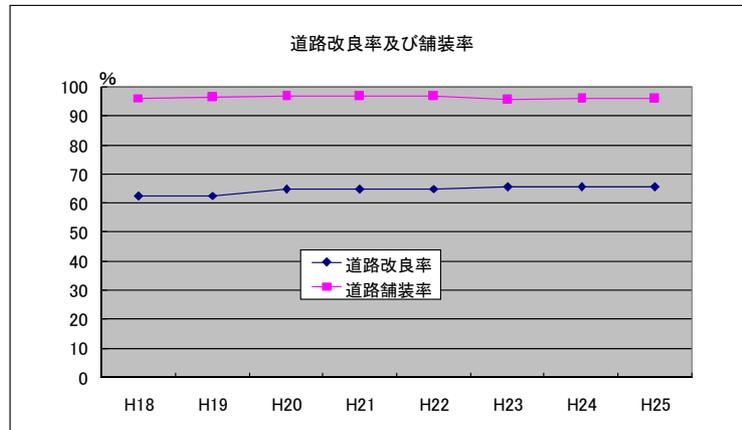
一方、あいのりタクシーは、利用者が増え、バスよりも便利な面があり、年々利用者数は増えていますが、



あいのり率が低い地域もあり、また、運行区域の拡大及び利用者数の増加に伴って市の負担が増える一方であることから、今後のサービス継続のためには、事業形態を十分検討する必要があります。

### 3) 人にやさしい道づくり

安全で利便性の高い幹線道路や生活基盤道路を計画的に整備するため「山鹿市道路マスタープラン」を策定し、市民生活のうえでも特に重要な道路の拡幅や舗装・側溝等の改修、歩道の舗装や拡幅等の整備を行いました。特に、国道325号は、2車線道路ゆえ



に慢性的な渋滞が生じているため、主要な交差点の改良等を県に要望しました。

また、道路事故防止のため、事故多発箇所の対策はもとより、交差点の改良、カーブミラーや防護柵の設置を図り、歩道の整備に取り組むなど、さらなる安全対策に取り組みました。また、橋梁は点検結果を踏まえ、橋梁長寿命化修繕計画を立て効率的に整備しました。

資源の有効利用を図るため、道路整備工事で発生する廃棄物を適正にリサイクルするよう、指導徹底を図りました。

### 4) 魅力ある都市の形成

合理的な土地利用の推進のため、国土利用計画や農業振興地域整備計画等との整合性を図るとともに、近年の開発動向を踏まえ「山鹿市都市計画マスタープラン」を策定し、市中心地域の合理的な土地利用の推進や都市空間づくり等についての方向性を示しました。

コンパクトなまちづくりについては、都市機能集約の方策の一つとして、大型店舗等の郊外出店による中心市街地の空洞化を防ぐ目的で、都市計画区域内の一部約41haを、床面積が1万㎡を超える各種集客施設の建築を制限する地区として指定しました。

既成市街地の再構築については、都市計画道路の交差点部の改良、街路や歩道の設置を行うなど、交通環境及び生活環境の改善を行いました。

また、都市再生整備計画に基づいた市街地整備として、小路等の整備を行いました。豊前街道を軸とした小路の整備は進んだものの、ポケットパーク・広場等への整備はあまり進んでない状況です。

市街地の道路冠水や住宅地における浸水による被害を防止するため、雨水と汚水を同時に排除する合流式管渠から分流式による雨水排水施設への整備を進め、流下能力の向上を図りました。

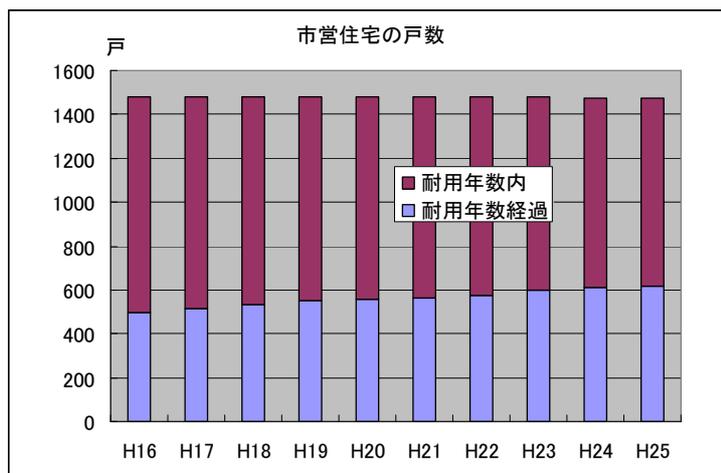
## 5) 暮らしやすい住環境の創出

市営住宅は老朽化が進み、約4割が耐用年数を経過しています。このため、屋根・外壁の改修と併せ、ベランダ床や手すりの塗替え、玄関ドアの修繕等、改修を計画的に進めました。改修を行う場合には、室内空気環境の安全性を確保するためのシックハウス対策を行いました。

また、子育て世帯や高齢者世帯に適切な規模の住宅など、多様な住戸の供給を推進しました。

個人所有の住宅についても、高齢者や障がいのある人に配慮したトイレの水洗化、手すりの設置等、バリアフリー化への支援を行うとともに、地元産の木材利用を促進するため、木材関連団体と連携した住宅供給の仕組みづくりに努め、平成23～25年度の3年で合計57件のリフォーム補助を行いました。

古い住宅については、時間の経過による傷みだけでなく、建築当時の基準によって建てられたため、現在では耐震性能が十分でないものも多く見受けられることから、耐震診断の受診率向上や、診断結果に応じた耐震改修を促進しました。



## 6) 安全で良質な水道水の供給

安全で良質な水道水を供給するため、水源の確保が必要であったため、上水道の津留水源地に第2水源を整備しました。

また、水道施設の整備拡充として、水道未普及地域解消を図るため、高橋津袋地区については、平成19年度から事業に着手し、東部簡易水道として平成23年度から供用開始しました。上水道では配水管の整備(新設拡張、老朽管更新)を中心に水道施設の充実を図りました。また、災害に強い水道施設づくりのため、主要な配水管の約1.7kmを耐震性能の高い管種に更新しました。

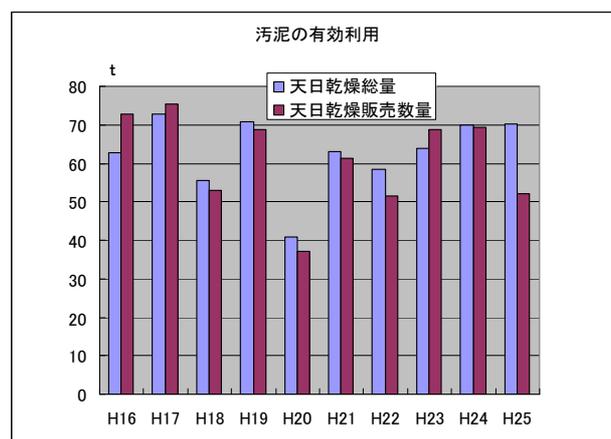
料金徴収、施設維持管理業務等については包括的に民間委託を行い、迅速な対応が可能となりました。また、災害時の危機管理マニュアル作成を行いました。

水環境の意識の高揚を図るため、市民への啓発活動を行いました。

## 7) 生活排水等処理の計画的推進

公共下水道事業については、未整備地域の解消と事業整備済区域の水洗化推進を進めるとともに、施設の改築更新を計画的に行い、機能維持を図りました。また、資源循環の観点から処理場から発生する污泥の肥料化を行いました。

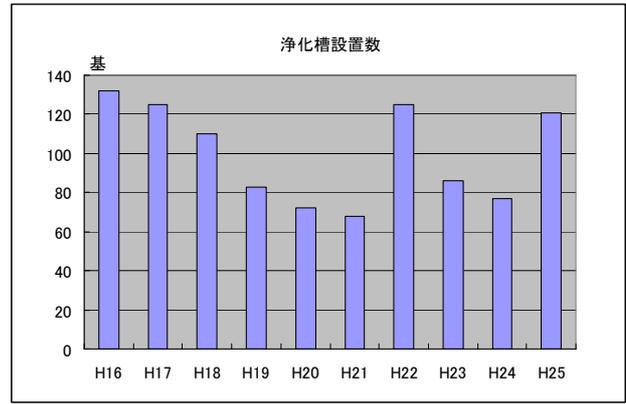
公共下水道の維持管理については、終



末処理場やポンプ場の老朽化が進む中で、補修等による維持管理が増加する傾向にあるので、長寿命化計画等による計画的な改築更新を行い、施設の延命化に努めました。

また、「山鹿市生活排水処理計画」を策定し、合併処理浄化槽設置に関する上乘せ補助の支援拡充を行いました。これによって、浄化槽の設置促進が図られ水質汚濁の防止に大きく成果を上げました。

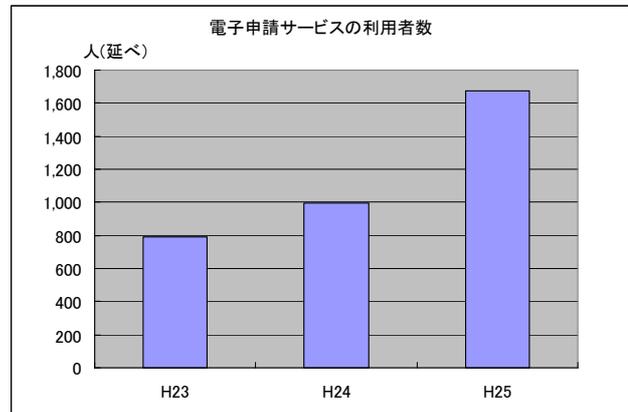
農業集落排水事業については、農村部の生活環境の向上と農業用水の水質保全のために、地域の実情に合わせた事業の効率化を図りました。



### 8) 豊かなまちを創出する高度情報化

ITを活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化を実現するため、県と全市町村が共同運用し、電子申請サービスを開始しました。

また、インターネットサービスのインフラについては、光ブロードバンドが利用できない地区にADSL導入を行い、地域利用格差を是正していましたが、情報活用分野が著しく進展する現代社会へ対応するため、25年度は



鹿本、鹿央地域並びに大道地区の一部で、26年度は鹿北、菊鹿地域で、光ブロードバンドの利用を可能とする基盤整備を進める予定です。

### (5) 基本目標V 人と自然が共生する環境づくり

私たちの先人が守りはぐくんできた豊かな山鹿市の環境を、より良い形で次の世代に引き継いでいくため、まず本市の環境問題について身の回りの自然や生活の中から考え、さらに私たちの日常生活が地球規模での環境問題と密接に関係していることを認識して、自分たちでできる身近なことから環境を守り育て、人と自然が共生する環境をつくります。

そのためには、市民、事業者と協働し、環境への負担を極力少なくするとともに、地域の自然や文化を生かした彩り豊かな生活環境をつくり上げます。

また、市民一人ひとりの継続的な活動が、地域や地球全体の環境保全に大きな役割を果たすことから、環境保全についての情報や技術の提供を行い、また次世代を担う子どもたちへの環境教育に努めます。

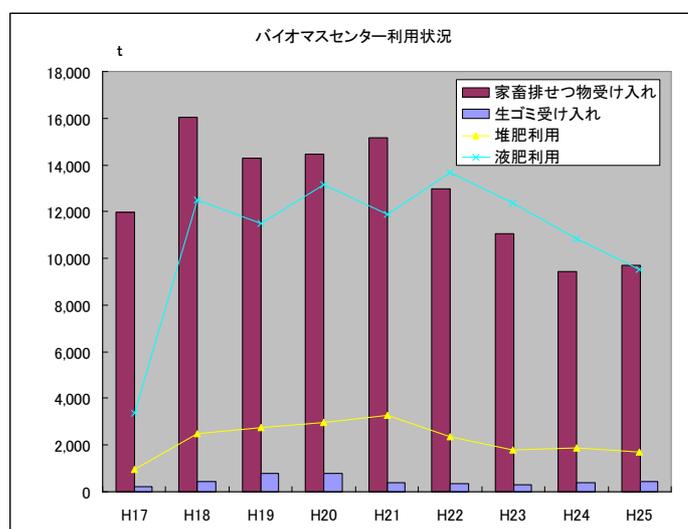
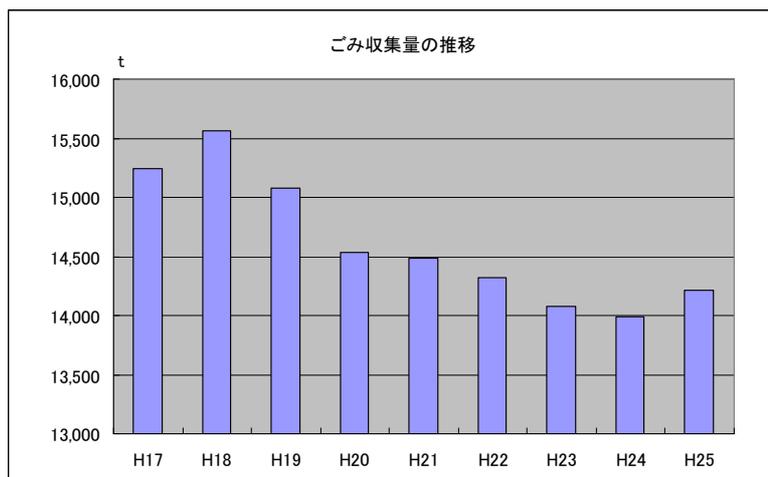
## 1) 循環型社会の構築

ごみ減量化・資源化の促進、マイバッグ運動の推進、不法投棄監視の強化など、生活活動から生じる廃棄物の抑制と利活用を進めました。その結果、環境・ごみ問題に対する市民・事業者の意識が向上し、家庭や事業所から出る廃棄物の排出量は減少しており、市民満足度も向上しています。

なお、広域で運営している焼却施設については、本市単独で新たな施設整備を進めており、平成31年4月の稼働を目指しています。

また、本市はバイオマス処理施設を有していることから、これを活用し、ふん尿を堆肥・液肥に処理して活用する等、資源の有効利用を図りました。

公共施設からの廃棄物の抑制と利活用についても、污水处理施設から排出される有機廃棄物汚泥の利活用を進めるとともに、市役所等の公共施設をモデル事業所とし、モデル事業所におけるごみの分別徹底と減量化に努めました。



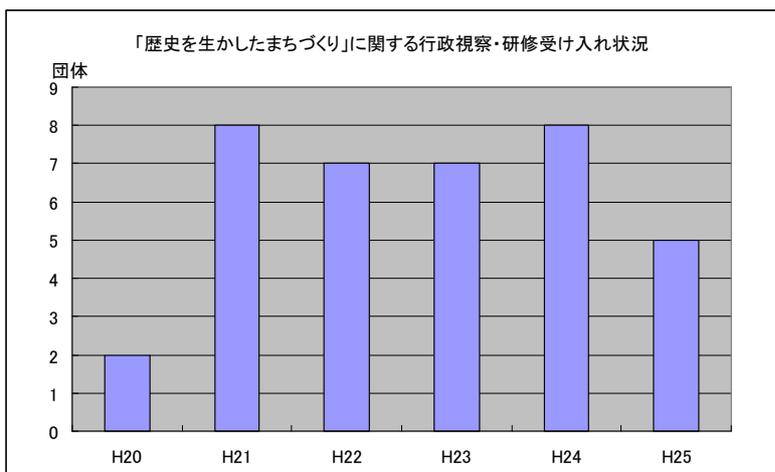
## 2) ゆとりと安らぎの生活環境の創出

安全で良質な飲用水を確保するため、山鹿市飲用水整備基本計画に基づき、市営水道の整備を進めるとともに、組合営水道や個人井戸についても水質検査等の支援を行いました。

また、景観形成については、平成20年に「山鹿市景観計画」を策定、平成21年に景観条例を制定し、これに基づいて、市民と行政が協働して豊かな自然景観や歴史的景観の維持・保全に努めました。

具体的には、豊前街道筋の道路改築及び電線類地中化あるいは都市公園や歩行者広場などの整備を行うとともに、豊前街道沿道の建造物を保全・修景する市民の取り組みを支援しました。その結果、豊前街道沿道の市民を中心に、優れた景観の維持保全・創出が進み、毎年度、行政視察・研修の対象として選ばれるようになりました。

また、公園機能の充実、公共施設等の緑化における景観への配慮等を行うとともに、菊池川水系を軸に、市民に親しまれる魅力ある水辺空間の整備を進めました。

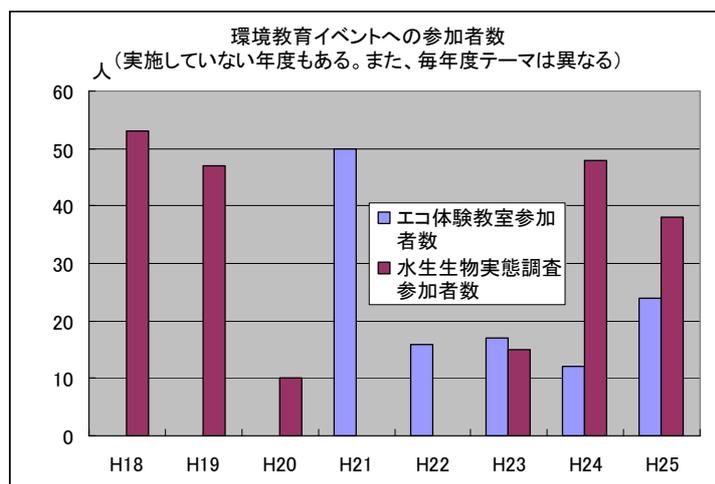
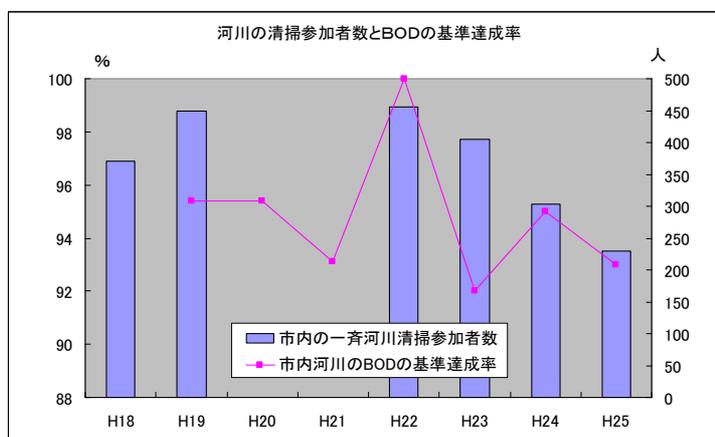


## 3) 環境保全の推進

水環境の保全に向け、生活排水処理計画の推進、住民主体の水質保全活動の推進を行いました。また、水環境への関心を高めるため、市内の一斉河川清掃を実施しました。その結果、市内河川の水質汚染の基準（BOD）は、ほぼ目標を達成しています。

また、美しい自然環境の保全のため、自然環境調査を実施し、また、自然生態系の保全、環境に配慮した開発の指導、オオキンケイギク等の外来種についての啓発による在来種の生態系の保全に努めました。

さらに、生活環境の保全に



向け、環境汚染の防止、狂犬病予防対策、斎場及び市営墓地の整備を進めました。

#### 4) 環境教育の推進

「山鹿市環境基本計画」を策定し、市民が集まる様々な場において、ごみの分別やリサイクル等の環境教育を推進しました。

また、自然観察会や児童生徒による河川の水質調査、水生生物調査など、子どもの頃から環境に対する関心を高める取り組みを行いました。

学校給食に地元農産物を積極的に活用したり、農業体験交流を行ったりするなど、食育を通じた環境教育も行いました。

#### (6) 構想の推進に向けて

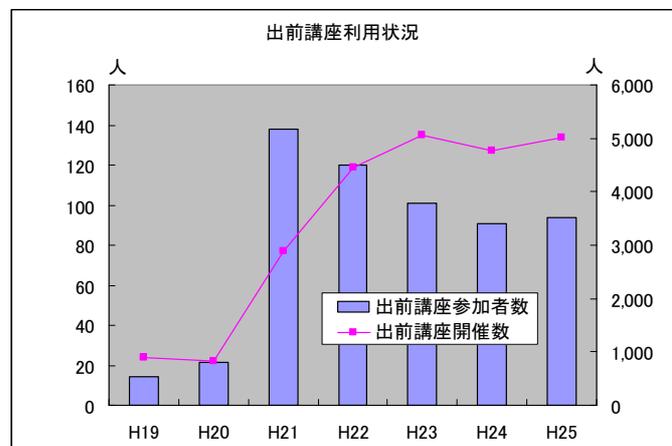
まちづくりの基本目標を実現していくため、市民、行政、地域等が一体となった市政運営を推進します。

地方分権の進展、行政需要の高度化・多様化など、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、市民参加による開かれた市政の推進や市民と行政の協働によるまちづくりを推進し、自主・自立の行政運営が可能となる簡素で効率的な行財政システムの構築を目指します。

また、生活圏・経済圏の拡大に伴う地域課題に対応するため、広域的な連携を進めます。

#### 1) 開かれた市政の推進

積極的に行政情報を提供し、市民の市政への関心が高まる工夫として、「広報やまが」については、毎月1回の発行に集約し、新たなコーナーを設けながら紙面の充実に努めました。ホームページは、高齢者や視覚障がいのある人等にも利用しやすいように、音声の読み上げや文字の拡大などの工夫を行っています。



市民の市政への積極的な参加と協働のまちづくりを推進するため、パブリックコメント制度を導入し、公正で透明性の高い行政運営に努めました。市政懇談会や「市長と語ろう」、子ども議会、出前講座等を開催し、幅広い世代からの広聴の充実に努めました。

だれもが利用しやすい窓口サービスを提供するため、迅速・丁寧な対応に努めるとともに、窓口サービスのワンストップ化を推進しました。

窓口サービスの向上に努め、平成23年度から行っているアンケート調査では毎年9割を超える方が満足されていますが、手続きの簡素化、待ち時間の短縮化を望む声もいただいているところです。

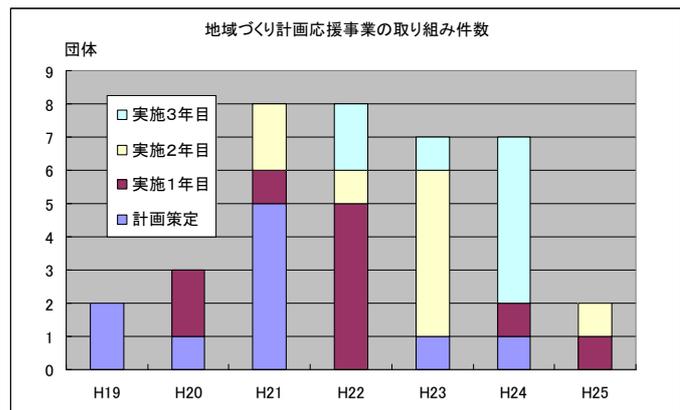
## 2) 市民協働によるまちづくり

地域づくり活動や各種団体の活動に多くの市民が自主的に参加できるように、市民との対話を中心としながら、地域づくりの計画策定や計画に基づく活動を支援しました。

合併に基づき設置された各地域審議会や地域協働組織など各種団体等の意見・提案を取り入れながら、地域との協働による課題の把握や解決への方策を検討しました。

また、市民が安心して積極的に地域づくり活動に参画できるように、地域自治振興交付金等による支援を行いました。

地域や各種団体等での高い意欲と優れた能力を有する人材を育成・確保するため、各種情報の提供や活動支援に努めました。また、個性的で魅力あるまちづくりを進めるため、地域住民やボランティア団体、企業等の多様な主体が連携していくためのネットワーク化を推進し、平成26年度には、地域活動の主体として若い世代の方々にも活躍していただくため、「やまがわかもの会議」を開催しました。



## 3) 簡素で効率的・効果的な行財政システムの構築

行政体制については、第1次、第2次行政改革大綱に基づき、簡素で効率的な行政改革、市民の行政参加と協働によるまちづくりの実践等に取り組みました。

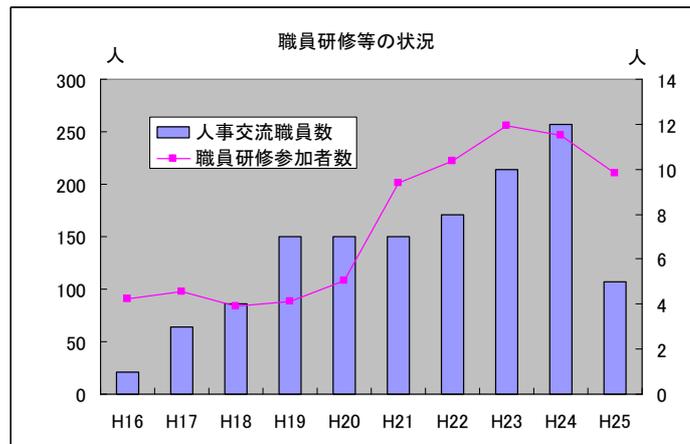
また、限られた経営資源（人的資源）で最大限の効果が発揮できる体制を構築するため、部・課の見直しを含む組織全体の改編に取り組み、改編前と比較すると1部6課3室を減じ、組織のスリム化を図ることができました。定員管理については、第2次定員適正化計画を策定し、それに基づいた定員管理の適正化に努めました。



財政面では、財政構造改革大綱に基づき取り組みを進め、歳入面においては、使用料等の料金体系の統一、未利用地の売却、納付環境の充実及び滞納処分の強化による市税等の安定確保に取り組む一方、歳出面においては、総人件費の抑制、第三セクターの自立経営、公共施設の再編整備等を行いました。また、平成20年度に策定した「山鹿市新庁舎建設基本構想」を踏まえ、新庁舎の整備を進めました。

人材育成については、人材育成基本方針に基づき、地方分権に即した人材の育成として、職員研修の内容の充実と機会の拡大、意識改革を促す職場環境づくり、

多様な人事交流の促進に取り組みました。



## 4 行財政基盤について

合併することで得られると考えられていたメリットの中で、最も代表的なものは「行財政基盤の強化」です。しかし、行財政基盤については市民にとって身近ではなく、わかりにくいという側面も有しています。

そこで、本項では、合併後、行財政基盤がどのように変化したのかについて振り返りを行います。

### (1) 職員数の状況

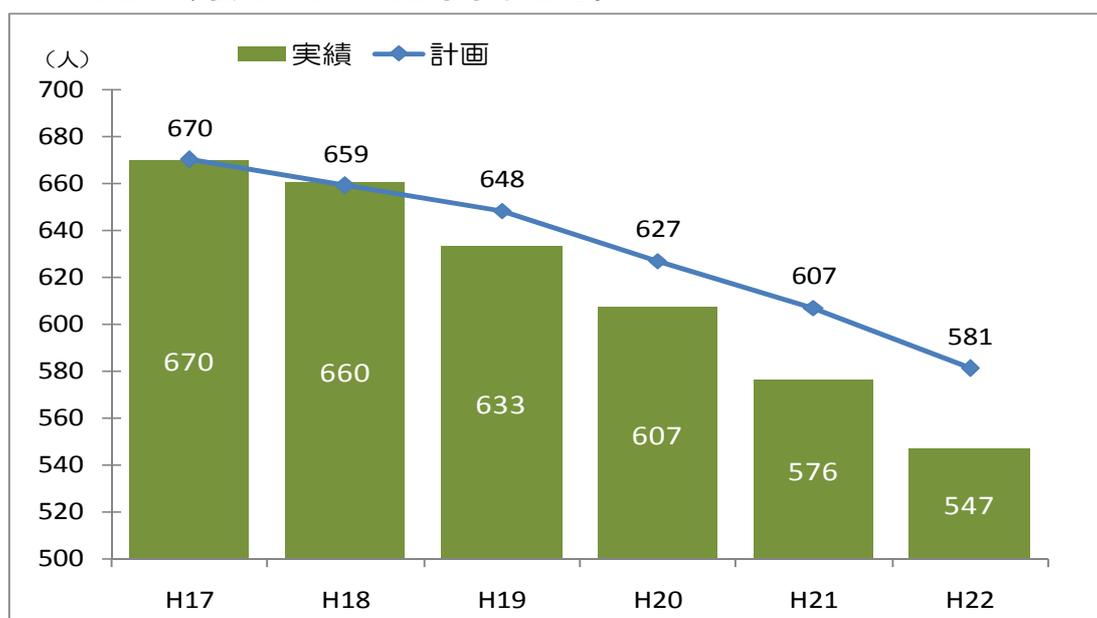
山鹿市行政改革大綱のもと第1次及び第2次定員適正化計画の着実な実行により、合併協議の中で設定された普通会計職員を200人削減するという目標については達成できる見込みとなりました。

また、専門職員の推移では、保健師については、合併前の旧市町では3人から7人程度だったものが現在23人となり、各種健診業務をはじめ専門的かつ高度なサービスの提供が可能となる一方、保育士、幼稚園教諭、調理員については、施設の民間移譲や統廃合により減少しています。

#### ① 普通会計職員数

##### 第1次定員適正化計画（H17～H22）

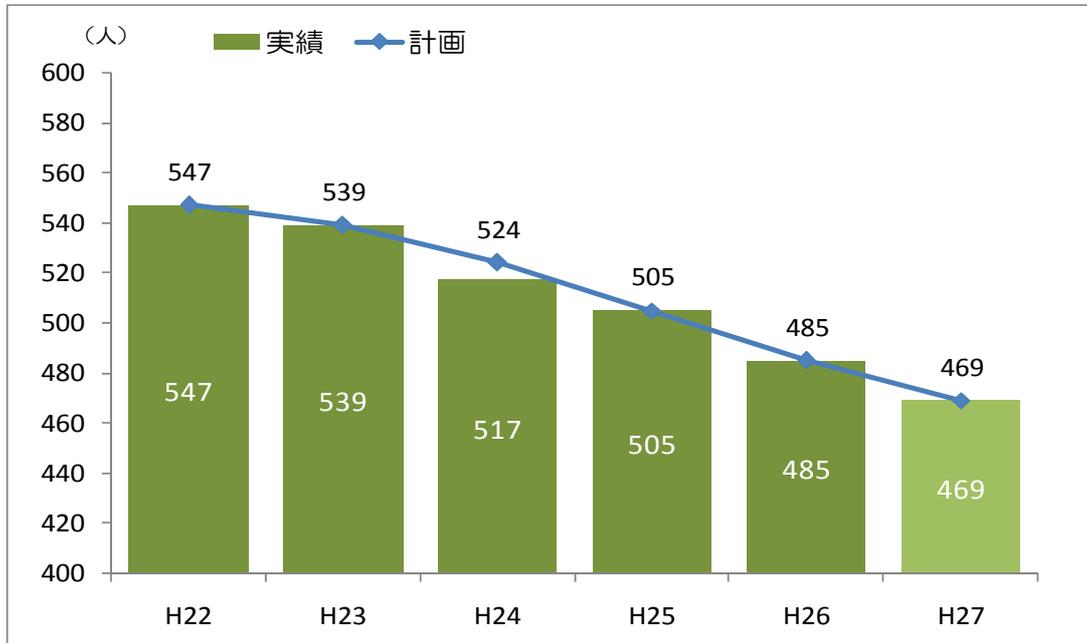
- ◆ 17年比実績として計画では▲89人に対し、実績では▲123人の職員削減が図られました。
- ◆ 年度ごとの計画に対する増減では、22年が▲34人と一番多く、次いで21年度の▲31人となりました。



※各年度4月1日現在の人数

第2次定員適正化計画（H22～H27）

- ◆ 26年は計画、実績ともに同数の485人で、22年と比較すると削減数は62人になりました。
- ◆ 年度ごとの計画に対する増減では、22年が▲34人と一番多く、次いで21年度の▲31人となりました。



※各年度4月1日現在の人数  
 ※H27年は見込みの人数

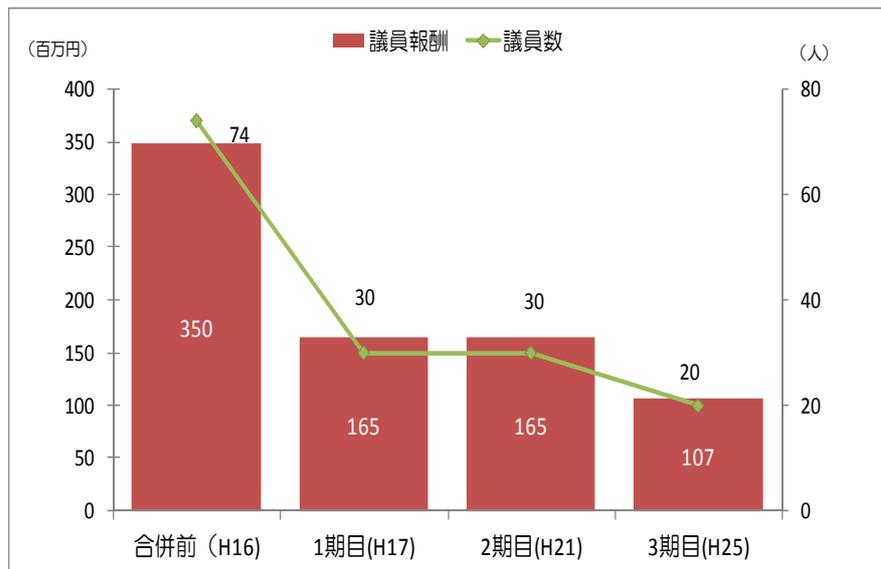
② 専門職員

職 種	17.4.1	18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1
保健師	22	22	22	22	22
保育士	68	68	68	64	61
幼稚園教諭	13	13	13	12	12
技師(土木・建築)	3	4	4	4	4
調理員	52	51	47	41	45

職 種	22.4.1	23.4.1	24.4.1	25.4.1	26.4.1	17年比実績
保健師	22	22	23	23	23	1
保育士	54	51	48	47	45	▲23
幼稚園教諭	12	12	10	9	8	▲5
技師(土木・建築)	4	3	3	4	4	1
調理員	42	39	35	34	31	▲21

### ③ 市議会議員

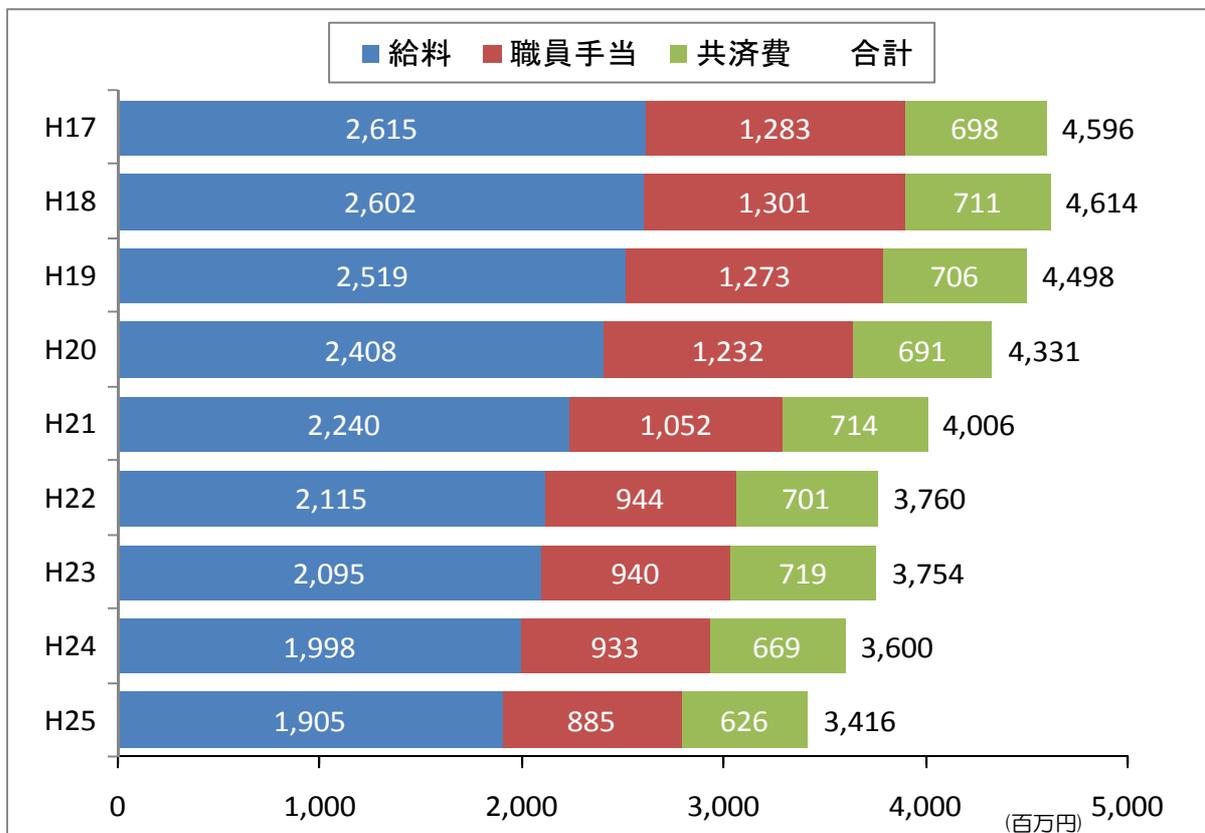
議員定数の推移では、合併前の1市4町の74人の定数から、初の選挙では旧市町ごとの小選挙区制を採用し定数は30人へと半数以下となり、2期目からは全市を選挙区へ移し、3期目からは定数が20人へ減員されました。



議員報酬も定数の減員に伴い大幅に削減され、平成19年度からは年間200万円程度支出していた費用弁償の支給も廃止されました。

### (2) 人件費の状況

職員の適正な定員管理と職員数削減による人件費の抑制を図り、平成17年度と平成25年度を比較すると、普通会計においては約46億円から約34億円へ約12億円減少し、大幅な経費削減となりました。



※特別職（市長・副市長）を除く

※職員手当には退職手当及び児童手当を含まない。

### (3) 組織の変遷

合併後、少子高齢化の進展等社会情勢の変化や市民ニーズの多様化・高度化に伴う様々な行政課題に対応するため「地域振興室（現在は地域生活課）」「企業誘致推進室」「学校規模適正化推進室」等、新たな組織を設置しました。

一方で、組織が肥大化し機動力の低下が危惧されるようになったため、平成26年4月、新庁舎建設に併せた大規模な組織改編に取り組み、より効率的・効果的な組織体制の構築に努めました。

- 平成17年4月  
6部22課・5支所24課・教委（5課5分室課）・  
4行政委員会・会計・水道・病院
  
- 平成18年4月  
6部24課2室・5支所17課・教委（1部5課4分室課）・  
4行委・会計・水道・病院
  - ① 山鹿総合支所の一部統合（総務振興課を除き、7課を本庁に統合）：二重構造の解消を図る。
  - ② 行政改革推進課（H17.8）の新設
  - ③ 健康増進課の新設
  - ④ 監理検査室の新設
  - ⑤ 男女共同参画推進室の新設
  - ⑥ 教育委員会に教育部の新設
  
- 平成19年4月  
6部25課3室・4支所12課・教委（1部5課4分室課）・  
4行委・会計・水道・病院
  - ① 地域振興部と総務部を統合し、新たな総務部へ。
  - ② 経済部を廃止して、農林部と商工観光部を新設
  - ③ 農林振興課新設
  - ④ 建設課用地対策室新設
  - ⑤ 山鹿総合支所の廃止
  - ⑥ 各総合支所の建設課の廃止（本庁統合）
  - ⑦ 各総合支所の税務部門の本庁統合
  
- 平成20年4月  
6部24課3室・4支所8課・教委（1部5課1室4分室課）・  
4行委・会計・水道・病院
  - ① 行政改革推進課の廃止
  - ② 各支所産業振興課の廃止
  - ③ 学校規模適正化推進室の新設

- 平成21年4月
  - 6部25課6室・4支所4課・教委（1部5課1室4分室課）・4行委・会計・水道・病院
  - ① 企画課地域振興室新設
  - ② 企画課定額給付金対策室新設
  - ③ 商工課企業誘致推進室新設
  - ④ いきがい推進課を同課と介護保険課に分割
  - ⑤ 学校教育課を学校施設課に
  - ⑥ 各支所の総務振興課と市民福祉課を統合して、市民生活課へ
  - ⑦ 老人ホーム3園の民間移譲
  
- 平成22年4月
  - 6部25課5室・4支所4課・教育（1部5課1室4分室）・4行委・会計・水道・病院
  - ① 企画課定額給付金対策室の廃止
  - ② 各教育分室の教育課を廃止して分室へ
  - ③ 鹿北市民センターの供用開始
  - ④ 市立病院の地方公営企業法全部適用
  
- 平成23年4月
  - 6部25課6室・4支所4課・教委（1部5課2室4分室）・4行委・会計・水道・病院
  - ① 都市計画課景観建築室新設
  - ② 学校教育指導室新設
  - ③ 保育園3園（八幡保・大道保・稲光園）の民間移譲
  
- 平成24年4月
  - 6部25課6室・4支所4課・教委（1部5課2室4分室）・4行委・会計・水道・病院
  - ① 環境課廃棄物処理施設建設推進室新設
  - ② 建設課用地対策室を廃止して係へ
  - ③ 菊鹿・鹿央市民センターの供用開始
  
- 平成25年4月
  - 6部25課7室・4支所4課・教委（1部5課3室4分室）・4行委・会計・水道・病院
  - ① 市民課総合窓口準備室新設
  - ② 社会体育課県民体育祭推進室新設
  
- 平成26年4月
  - 5部19課8室・4市民センター・教委（1部5課3室）・

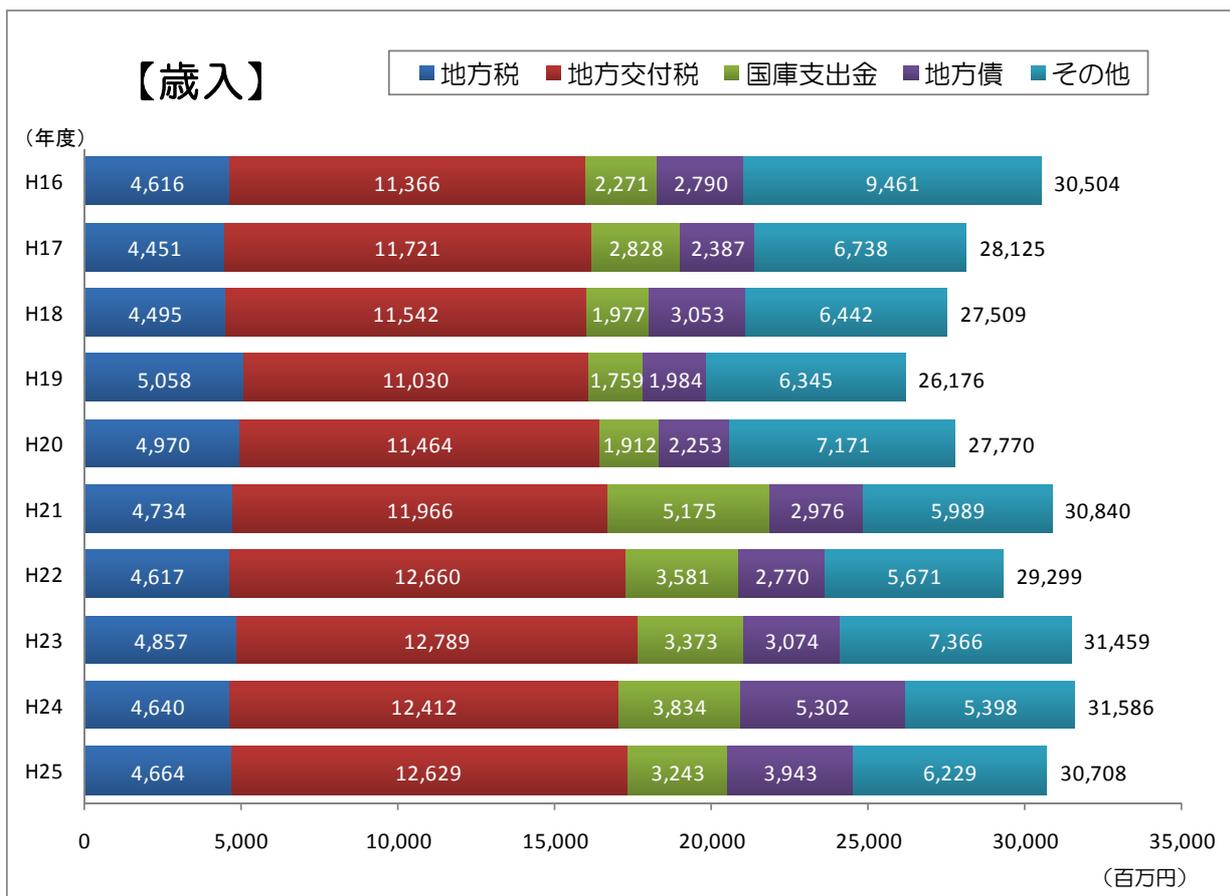
#### 4 行委・会計・水道・病院

- ① 政策調整室新設
- ② 情報企画課を廃止して情報管理室へ
- ③ 産業開発推進室新設
- ④ にぎわい創出推進室新設

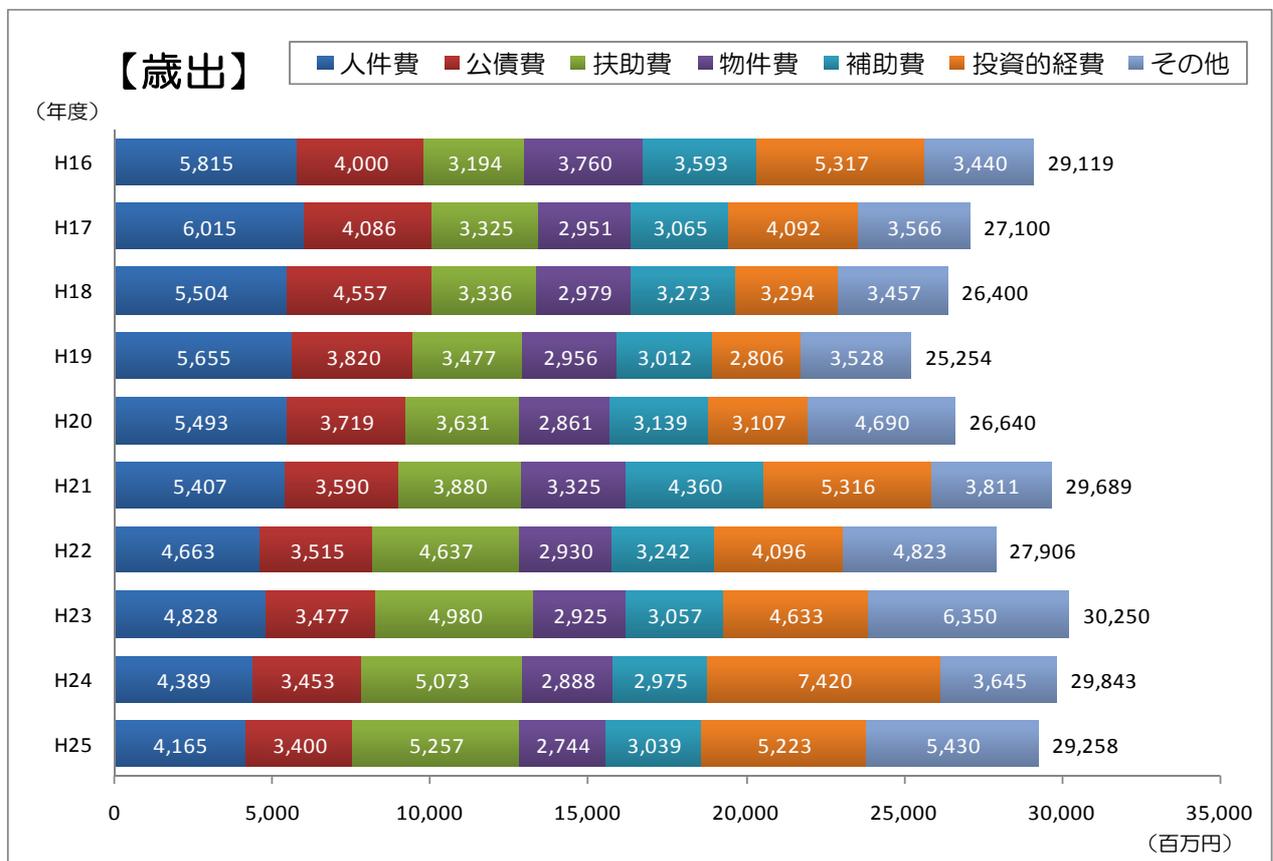
#### (4) 財政基盤について

##### ① 決算額の推移

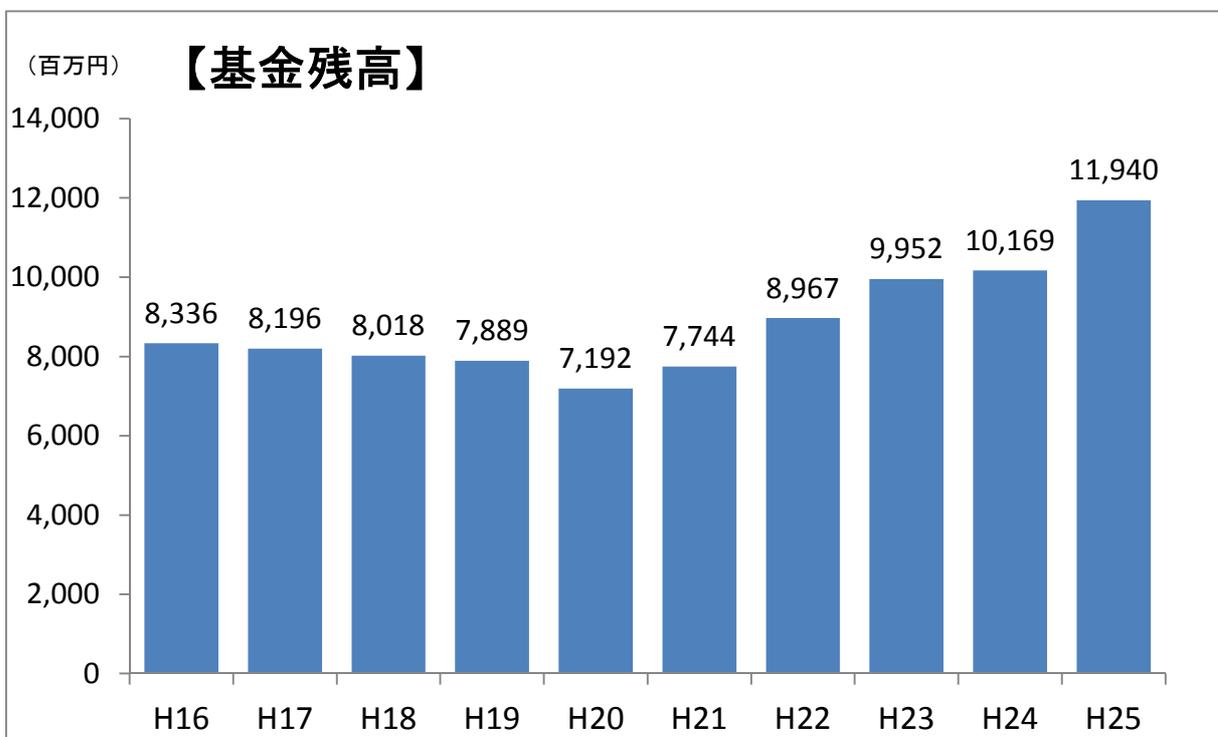
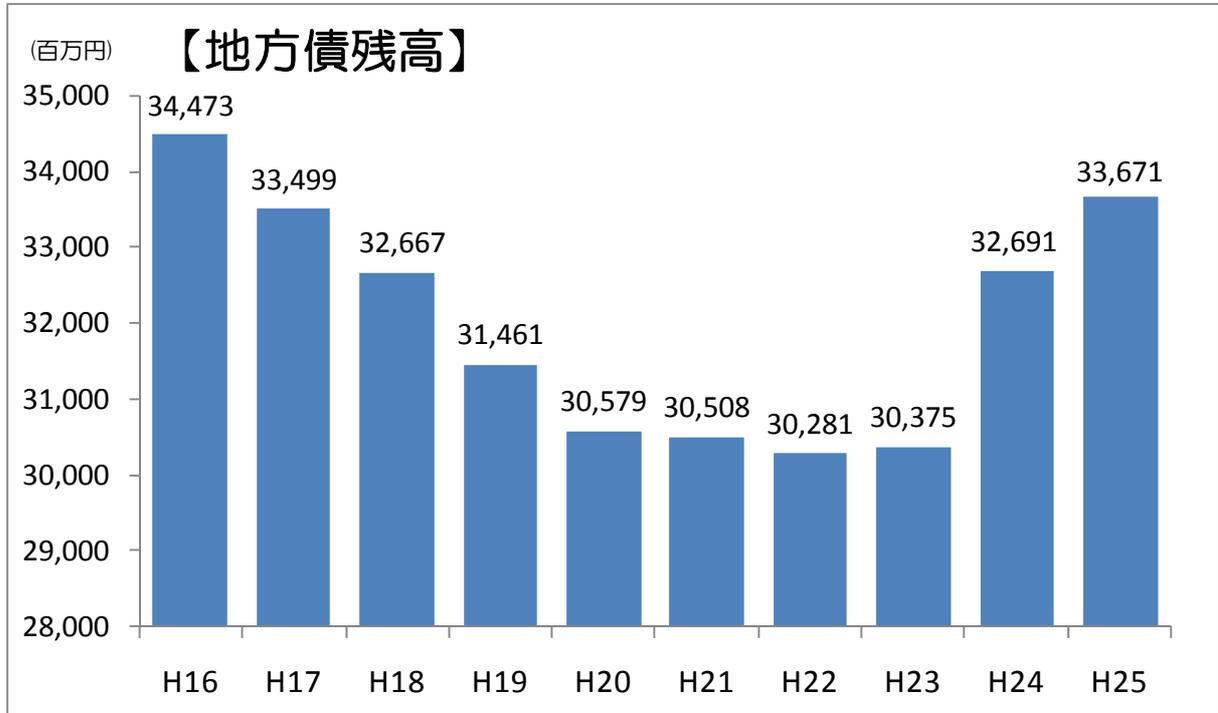
「合併後の財政状況がどのように推移したか」、普通会計ベースで検証した結果、まず、歳入については、約305億円から徐々に減少したものの21年度からは300億円前後で推移しています。内訳としては、市税が国からの税源移譲に伴い19年度に50億円を超えたものの、その後社会経済状況や人口減少のあおりを受け減少し、一方で、国・県支出金は各種経済対策の実施により当初の見込みを大きく上回っています。地方交付税は、合併算定特例により120億円前後を確保し、また、地方債については臨時財政対策債のほか21年度以降本格化した社会資本整備に伴い、23年度以降30億円を超える水準で推移しています。結果、依存財源が自主財源を上回る状況が一層顕著となっています。



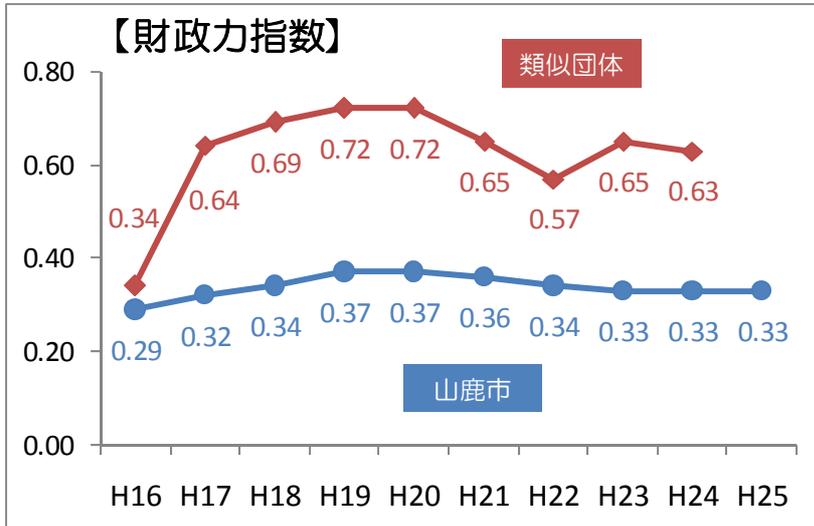
次に、歳出については、合併時の約291億円から減少傾向にあったものの、21年度以降は300億円前後で推移しています。性質別に見てみると、人件費については、定員適正化計画に基づく職員削減や議員定数の見直しにより16億円を超える額が減少しており、公債費についても起債管理の適正化を進めたことから約6億円が減少しています。しかしながら、高齢化等に起因する社会保障関係費の自然増により扶助費は増加の一途をたどり、24年度には50億円を突破しました。普通建設事業は、国の経済対策に加え、合併に伴う道路整備、学校規模適正化事業、新庁舎建設等に取り組んだため、特に21年度以降高水準で推移しています。



地方債残高については、23年度に増加に転じたものの合併時に比べ約8億円減少しており、また基金残高については、職員削減等の行財政改革の効果を先取りする形で積み立てた結果、約36億円増加しました。

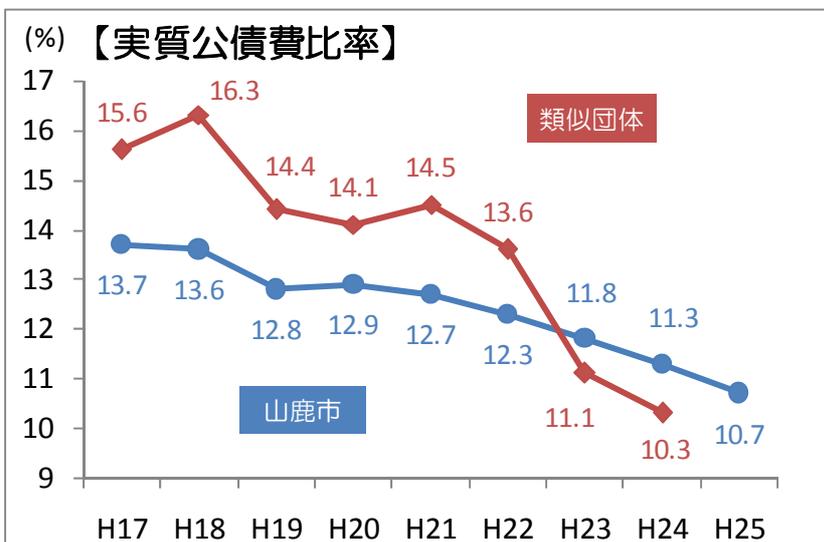
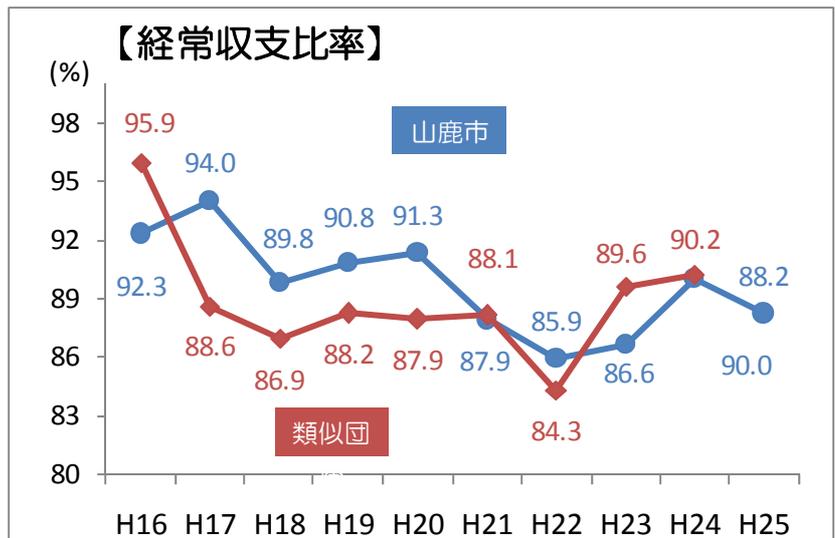


これらの結果、財政指標は、財政の弾力性を示す経常収支比率、負債返済の割合を表す実質公債費比率は改善傾向にあるものの、財政基盤の強さを示す財政力指数は依然として低水準で推移しています。



地方公共団体が標準的に必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入される税金等がどれだけあるかを示すもので、「1」に近くはあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされている。

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される義務性格の経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする毎年度経常的に収入される財源(経常一般財源)がどの程度充当されているか、その比率によって財源構造の弾力性を示す。



実質的な公債費(地方債の元利償還金)が財政に及ぼす負担を表す指標。この比率が18%を超えると地方債の発行について、県知事の許可を要する。

## 5 住民アンケート調査の結果について

本市では、今回の合併の検証を行うにあたり、市民の皆さんにアンケートを行い、ご意見を伺いました。本項では、このアンケート結果を掲載しています。

### (1) 目的

合併後の社会変化や合併後に行ってきた行政サービスに対して、住民の皆様  
の意見を確認し、合併に対する評価などを客観的に検証する目的で、住民の皆様  
を対象としたアンケート調査を行いました。

なお、このアンケートは、熊本県が別途行っている合併の検証において使用  
したアンケートと同内容で実施しました（調査時期、調査対象、調査規模は異  
なります）。

### (2) 調査時期・対象

調査時期 : 平成26年7月25日～8月8日

調査対象 : 山鹿市内の1,500人

### (3) 回収状況

地区名	配布数	回収数	回収率(%)
旧山鹿市	843	273	32.4
旧鹿北町	120	37	30.8
旧菊鹿町	180	54	30.0
旧鹿本町	227	66	29.1
旧鹿央町	130	35	26.9
計	1,500	465	31.0

### (4) 調査結果

問1は、回答者の属性をお尋ねしたものです。50代以上の方が約7割を占  
めています。

問2は、行政サービス別に合併前と合併後の変化についてお尋ねしたもので  
す。図表①のグラフのとおり、21項目全てについて、「変わらない」（17項  
目）または「わからない」（4項目）という回答が占める割合が最大となっ  
ており、合併によって行政サービスへの影響があまりなかった方が多かつたものと  
考えられます。

そのような中、「良くなった」と評価している人の割合が比較的多いのは（2  
5%以上）、「子育て支援、高齢者福祉等の福祉サービス」「地域のイメージや  
知名度」「公共施設の利便性」「道路や上下水道の整備」「防災の体制・対策」

です。一方、「地域の活気・にぎわい」「公共料金の負担」については、「悪くなった」と評価している人の割合が比較的多くなっています。

なお、図表②のグラフは、参考までに、「わからない」「変わらない」という回答を除いて「良くなった」「悪くなった」の差をグラフ化したものです。ここでも、「防災の体制・対策」をはじめ、「産業」を除く①～⑬の項目についてはプラス評価をしている人の割合が多くなっている一方、「地域の活気」「公共料金」をはじめとする⑭以降の項目についてはマイナス評価になっています。

また、図表③は、さらにこれを細分化し、旧山鹿市と旧町の回答者を比較しています。「窓口サービス」「観光」「住民主体の取り組み」「まちづくり支援」「伝統文化支援」の項目について、旧山鹿市と旧町での評価が逆になっていることがわかります(旧山鹿市においてプラス評価、旧町においてマイナス評価)。

合併前と合併後の変化には合併後の社会状況も影響していることから、必ずしも合併そのものが原因とは限りませんが、特に、「行財政基盤」のように市民のみなさんに伝わりにくいもの、実態と評価に乖離があるものについては、市民のみなさんへの情報提供が必要と考えられるところです。

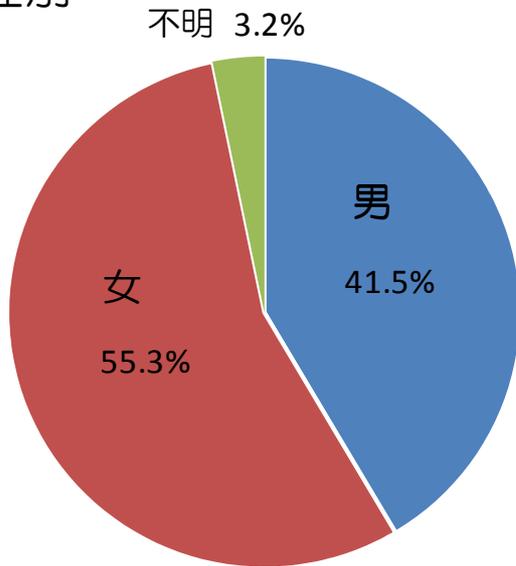
問3は、今後力を入れていくべき施策についてお尋ねしたものです。「産業振興・雇用対策」「福祉サービス」「観光振興」「地域の活気・にぎわい」「小中学校等の教育環境」について力を入れていくべきと考えている市民が多いことがわかります。

問4は、市町村合併の全体的な評価についてお尋ねしたものです。47.1%と半数近くの人が「評価している」「ある程度評価している」と回答しており、「評価しない」「あまり評価しない」と回答した人43.2%を3.9%上回りましたが、「まだ評価できる時期ではない」と回答した人も9.6%いました。

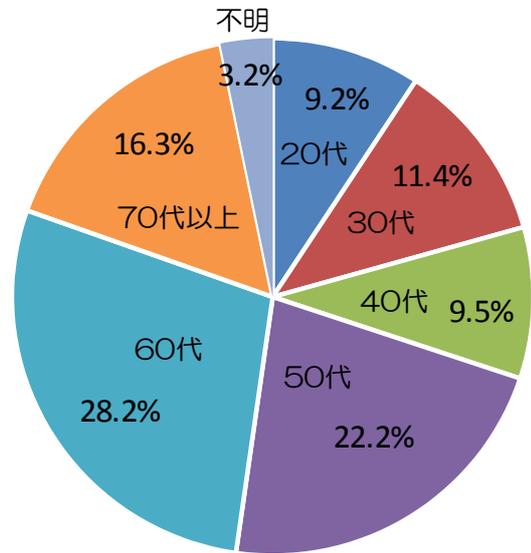
(5) アンケート回答状況

問1 基本項目

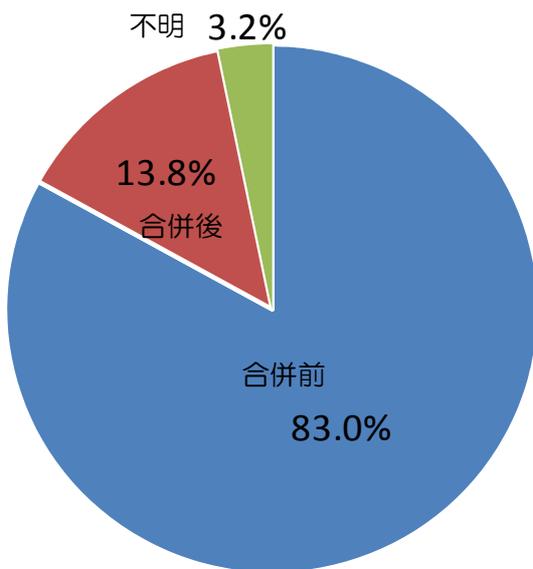
性別



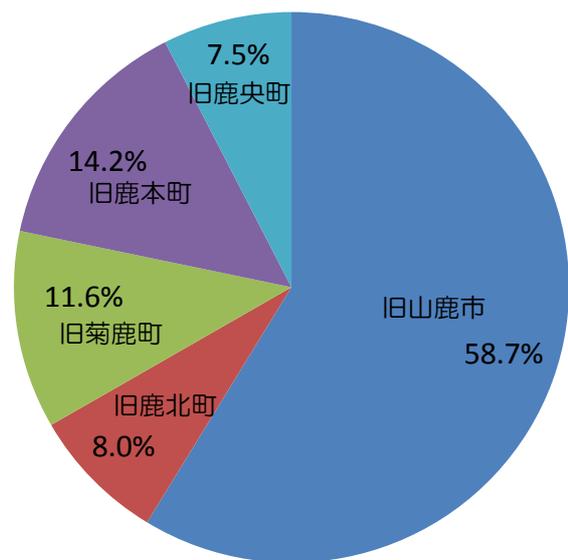
年代



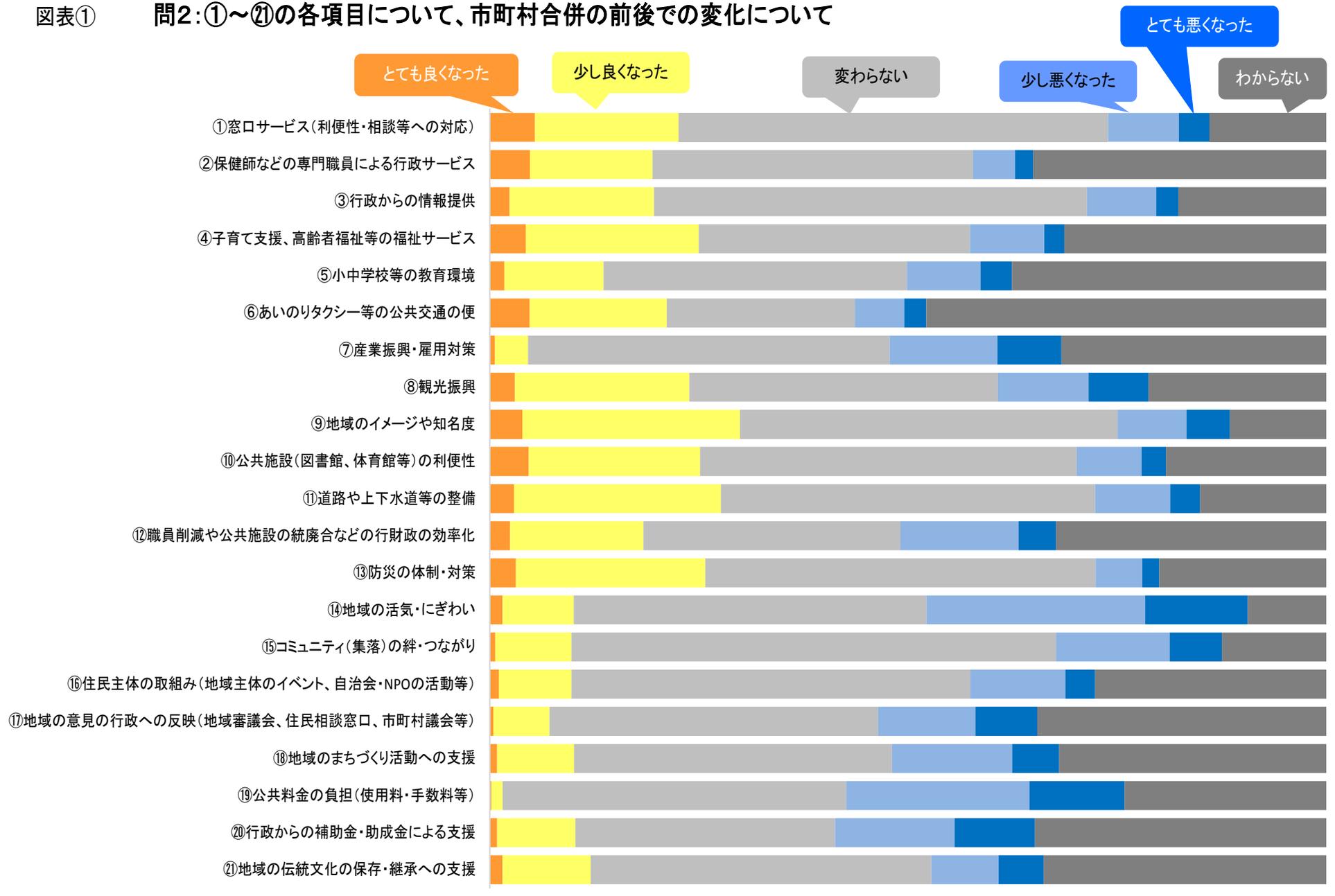
住み始めた時期

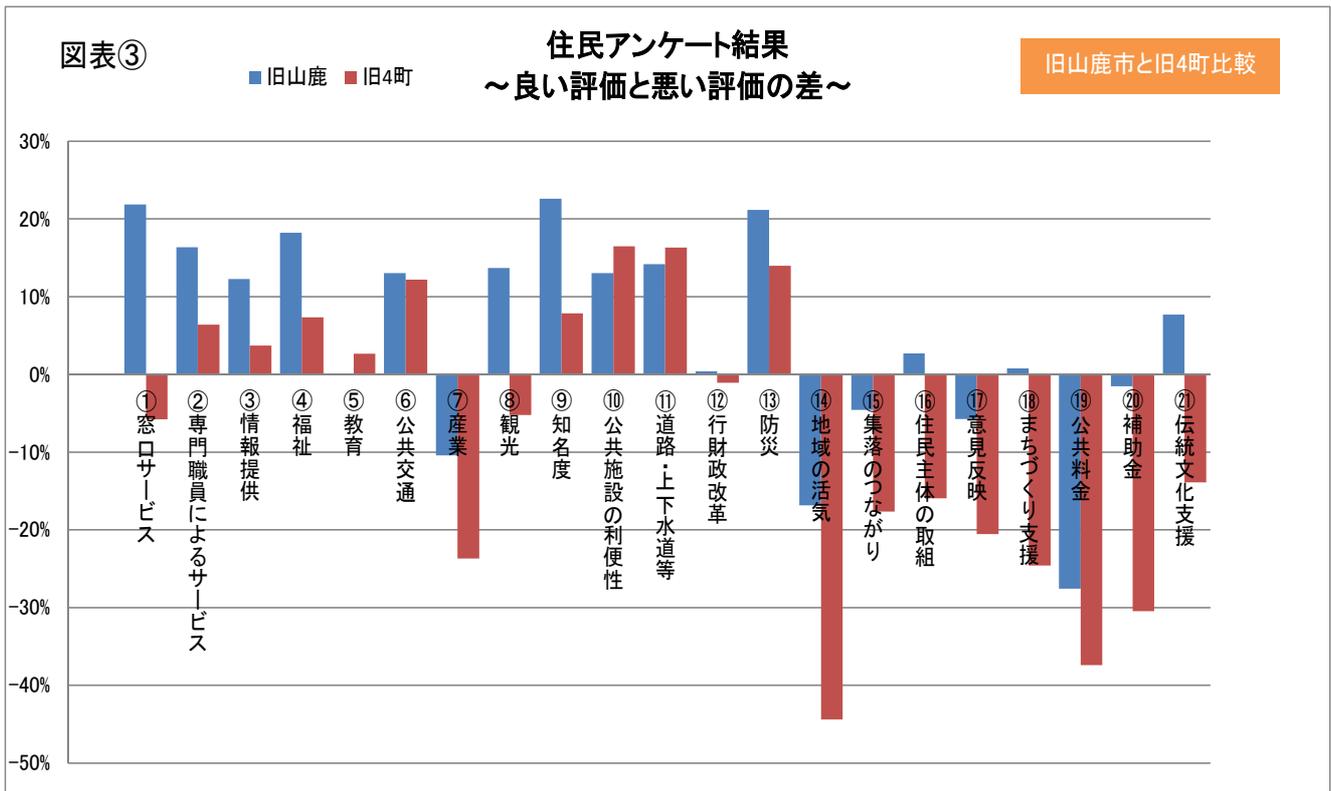
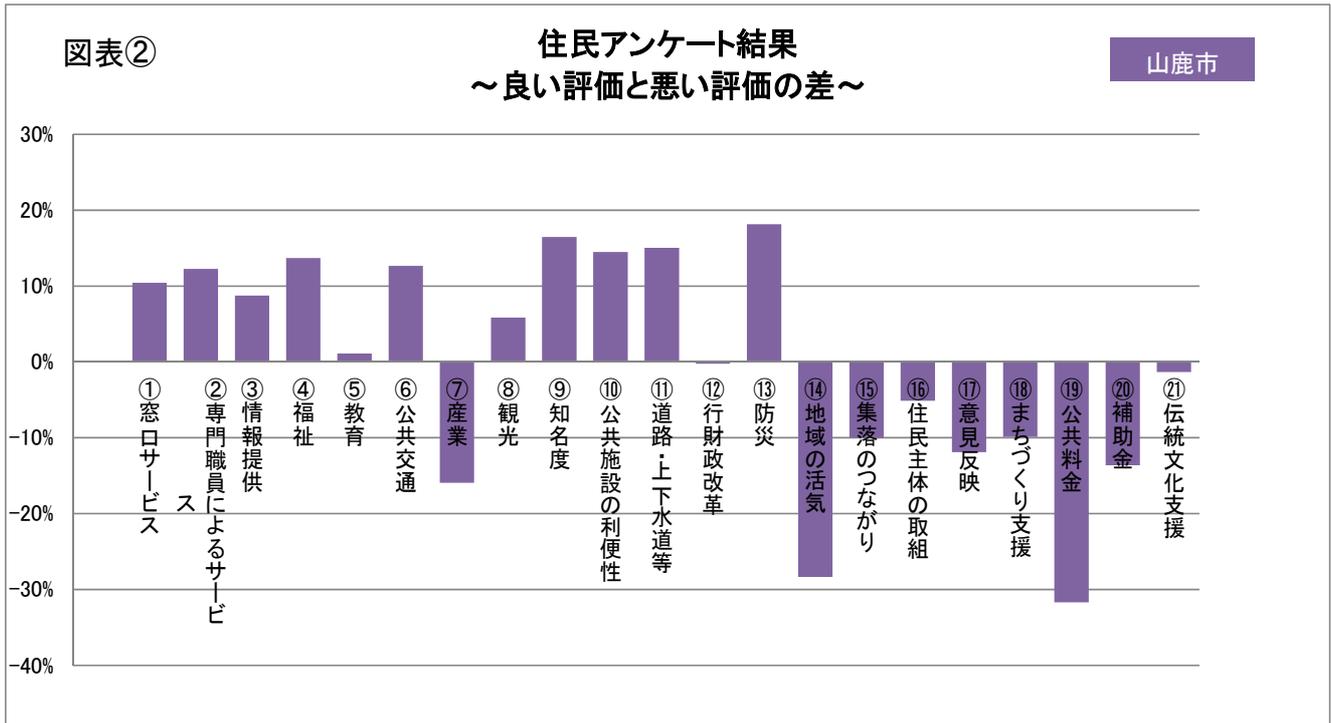


お住まいの地域



図表① 問2:①～⑳の各項目について、市町村合併の前後での変化について

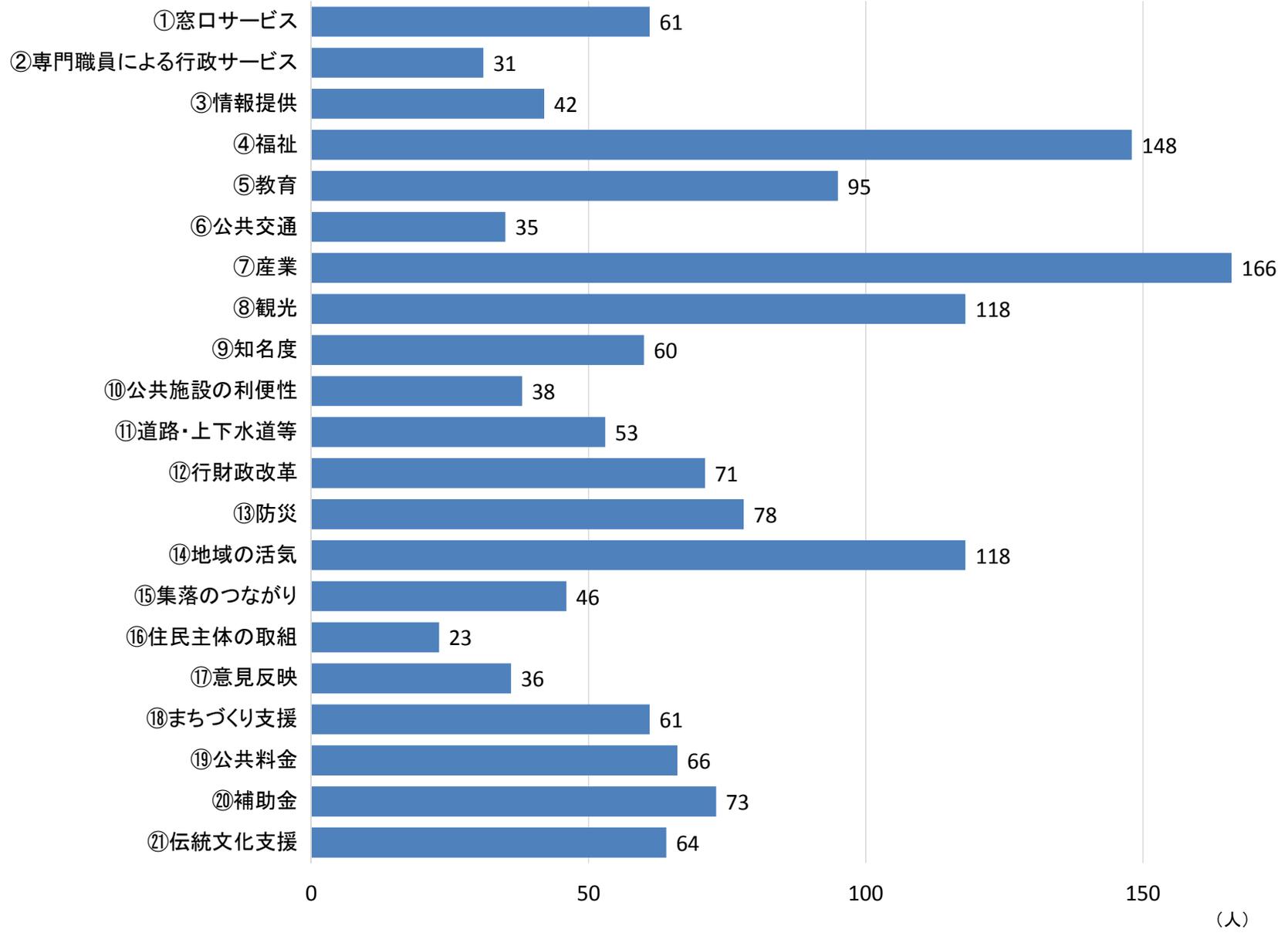




※アンケートの結果から「変わらない」「わからない」を抜いて、良い評価（とても良くなった、少し良くなった）と悪い評価（少し悪くなった、とても悪くなった）だけを抽出し、その差を表したグラフです。

（上段）山鹿市全体、（下段）旧山鹿市と旧4町の比較

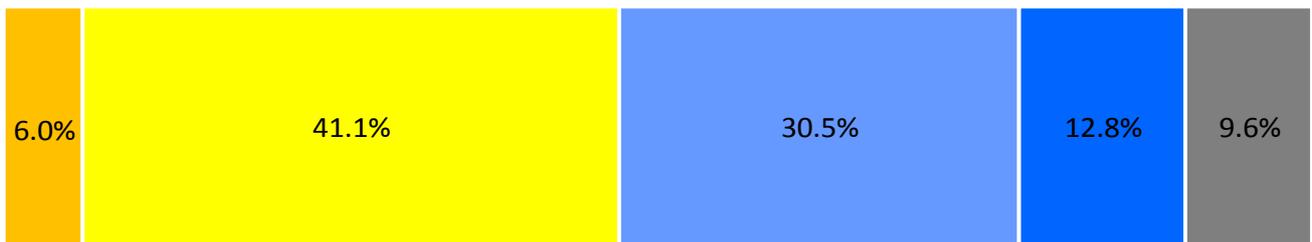
図表④ 問3:今後力を入れていくべき施策について



問 4：市町村合併の全体的な評価について

図表⑤

- 評価している
- ある程度評価している
- あまり評価しない
- 評価しない
- まだ評価できる時期ではない



## 6 まとめ

### (1) 合併の効果として期待されていたことについて

#### ① 住民サービスの向上

図書館、体育館、福祉センターなどは、合併によりすべての公共施設が利用可能となり、住民アンケートでも「公共施設の利便性」は「良くなった」と評価する人の割合が比較的高くなっています。

保健師については、合併前には最少3人の町もありましたが、合併によって各市町の保健師が山鹿市全体で活動できることとなり、平成26年度現在では、23人の保健師によるきめ細やかな保健指導等が進んでいます。住民アンケートにおいても「専門職員による行政サービス」については、どちらかといえば「良くなった」と評価する人の割合が高くなっています。

また、合併により行政のマンパワーが充実することで、法制、企画、情報化、企業誘致、男女共同参画等に関する専任の組織・職員の設置が期待されていましたが、それぞれ専任の部署が設置されたほか、「地域生活課（旧：地域振興室）」「学校規模適正化推進室」「にぎわい創出推進室」など、山鹿市独自の事情に応じた専門部署を設置し、周辺地域の振興や学校の統廃合などの課題解決に取り組むことができました。

#### ② 広域的な観点からの地域づくり・まちづくり

山鹿市民医療センターを本市の中核的医療機関として位置づけ、市内の医療機関との連携により、患者に対して一貫、継続した医療を提供しました。

国の市町村合併支援道路整備事業を活用した十三部御宇田線、吹上稲田線、福原長坂線の整備をはじめとして、より広域的な視点からのインフラ整備が進みました。住民アンケートにおいても「道路や上下水道等の整備」については「良くなった」と評価する人の割合が比較的高くなっています。

観光面では合併により数多くの観光資源を有することになりました。古い町並みや装飾古墳などの歴史的遺産や温泉をはじめ、豊かな自然環境を体感できるキャンプ場、基幹産業である農業を活用した体験型観光など、資源を組み合わせることで様々なスタイルを創り出し、新しい観光施策を打ち出すことが可能になりました。

合併前から旧市町に設置していた子育て支援センターの専任職員を増員するなど、その機能を強化し、各センターの連携のもと全市の統一した子育て支援が図れました。また、不登校や児童虐待等の様々な問題に対応するため「山鹿市子ども総合相談窓口」を設置しました。

#### ③ 行財政の運営の効率化と基盤強化

職員の定員200名の削減を図り（平成27年度達成見込み）、人件費を大幅に削減しました。また、公共施設の整理、統廃合により福祉施設や保育所などを民営化し、経費の削減を図りました。このような行財政運営の効率化と基盤強化を図った結果、地方債残高については合併時よりも8億円減少

しており、基金を36億円積み立てるなど、概ね健全な基盤づくりが進んでいるものといえます。

しかし、成果が出ている一方、住民アンケートでは「職員削減や公共施設の統廃合などの行財政の効率化」を「悪くなった」と評価する人の割合がどちらかといえば高くなっています。このように市民にとって実感しにくい分野については、今後、広報等により、わかりやすい情報提供をしていくことが必要と考えられます。

## (2) 合併時の懸念事項について

### ① 市町村内の中心部と周辺部の地域間格差が生じること

周辺地域の利便性を維持するため、市民センター（支所）を設置し、住民の身近なサービスの維持に努めました。しかし、中心部においては「窓口サービス（利便性・相談等への対応）」については「良くなった」と評価する人のほうがどちらかといえば多かったのに対し、周辺部においては「悪くなった」と評価する人のほうがどちらかといえば多く、市民の実感としては地域間格差が生じているという結果になりました。



また、周辺地域の基幹産業である農林業の担い手や新規就農者、農作業の受託組織等に対し、初期投資や新たな生産活動への支援を行いました。住民アンケートでは中心部、周辺部ともに「産業振興・雇用対策」について「悪くなった」と評価する人のほうがどちらかといえば多くなっていますが、周辺部のほうがよりその割合は高くなっています。

地域生活交通については、市内の交通空白地域に対して「あいのりタクシー」を導入し、市民の利便性の向上を図りました。その結果、住民アンケートでは、中心部、周辺部のいずれにおいても、「あいのりタクシー等の公共交通の便」について「良くなった」と評価する人がどちらかといえば多くなっています。

### ② (特に周辺部について)歴史や文化への愛着、地域への連帯感が薄れること

合併前から行われていた旧町単位のまつり「鹿本招魂祭」「菊鹿夏祭り」「鹿央まつり」「鹿北まつり」等の祭りやイベントについては、各市民センター（支所）を中心に、地域の集いの場として支援してきました。

また、周辺部の振興のため、地域生活課（旧：地域振興室）を設置し、校区単位の地域づくり計画応援事業等により、地域活性化を図りました。特に、過疎化が進んでいる集落については、上保多田・男岳・番所地区をモデル地域として、「過疎集落いきいき事業」により集落活動を支援しました。

さらに、住民参加による自主的な地域づくりへの支援を図るため、「地域

自治振興交付金」の制度を設け、毎年度、様々な地域単位の活動に利用されています。

しかし、住民アンケートでは、全体として「コミュニティ（集落）の絆・つながり」「住民主体の取り組み」「地域のまちづくり活動への支援」いずれについても、「悪くなった」と評価する人の割合がどちらかといえば高くなっており、特に、周辺部においてその傾向が顕著です。また、「伝統文化支援」については、中心部では「良くなった」と評価する人がどちらかといえば多いのに対し、周辺部では「悪くなった」と評価する人がどちらかといえば多くなっています。

補助金については、実際は活動支援を受けていても、その事実を知らない場合も考えられます。今後、制度を再考するとともに、広報等により、補助金活用結果等について情報提供をしていくことが必要です。

### ③ 住民の意見や施策への反映、きめ細やかなサービスの提供ができなくなる こと

旧市町ごとに「地域審議会」を設置し、住民代表等から住民意見を確認する体制づくりを進めました。また、「出前講座」「市長と語ろう会」等を開催し、住民への説明、対話の充実を図りました。

住民アンケートでは「地域の意見の行政への反映（地域審議会、住民相談窓口、市町村議会）」については7割以上の人々が「変わらない」または「分からない」と回答しています。

## (3) むすび

以上のとおり、合併後の10年間で4つの項目に分けて振り返り、検証を行いました。

合併後の10年間は、旧1市4町がそれぞれ持つ良さを最大限に生かし、各地域が相互に役割分担しながら、市内のどこにいても「山鹿に住んで良かった」と実感できるよう、「第1次山鹿市総合計画」を基礎とした各種施策に取り組んできました。

その結果、合併協定項目のほとんどについて調整が完了し、まちづくり、行政基盤についても概ね予定どおり進んでいます。市民アンケートではこれを裏付ける結果が出たものと考えます。

ただし、行財政改革など実態とアンケート結果に乖離があると考えられるものもありました。このような項目については、今後、広報等により、わかりやすい情報提供を行っていく必要があり、また、産業、地域の活気・にぎわい等、改善の必要性があると考えられるものについては、引き続き関連事業に力を入れていくと同時に、「第2次山鹿市総合計画」策定の際、改めて課題を整理し対策を検討してまいります。

合併に対する評価は様々ですが、本市は合併を選択した自治体として、これからも市民が「合併してよかった」と実感できるようなまちづくりを進めていきます。